
◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は7名でありますので、本日とあすにわたり行うこととし、本日は5名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の淀 秀夫君は質問席にお着きください。

第1順位、淀 秀夫君。

(9番 淀 秀夫君 登壇)

○9番 改めて、おはようございます。

ことは大雪で雪片づけに追われました。寒さの厳しい中で、平昌オリンピックではさまざまな競技が繰り広げられ、私も日本選手の活躍に目を奪われました。

さて、トップバッターとして一般質問をさせていただきます。

サンマリーナ玉庭ゴルフ場跡地に太陽光発電事業計画のその後の経過と、虫歯予防のフッ化物洗口についての2項目の質問をいたします。町長の誠意ある答弁をお願いいたします。

太陽光発電事業計画について、まず、東日本大震災から早くも7年になります。特に福島にある原子力発電所の被害が大きく、いまだに住民の避難が続いています。原子力に頼らない太陽光、水力、風力などのクリーンエネルギーが求められています。

そういった中、ドイツのベルリンにあるフォトボルトディベロップメントパートナーズ社が玉庭にあるサンマリーナゴルフ場跡地に太陽光発電を建設する計画が持ち上がりました。ドイツでは既に原子力発電が禁止され、太陽光などの電力が中心になっているようです。

フォトボルトと玉庭サンマリーナゴルフ場の跡地の地権者との契約は平成26年9月に済んでいます。計画では、およそ120ヘクタールに210億円をかけて太陽光発電のパネルを設置することになっています。工事では、平成27年から平成29年3月までに完了し、その年の4月から事業開始が予定となっていました。また、平成26年9月にはフォトボルト社東京オフィス幹部が町の企画財政課を3回訪れ、概要と事業等について説明をしております。地元にとっては明るい話題となり、期待が持たれていました。

しかし、いまだに工事は着工しておりません。なぜおこなっているのか、不安と不思議な声が出ております。太陽光発電事業計画のその後はどうなっているのか質問いたします。町長のお答えをお願いします。

次に、フッ化物洗口についてたずねます。

川西町立小・中学校では、平成5年から、虫歯予防の一環として歯にフッ素を塗るフッ化物洗口事業が始まりました。フッ素は9元素、歯の再石灰など虫歯の予防効果があるとされています。歯磨き粉の成分にもなっています。焦げつきにくいことがフライパンなどの身近なものにも使われているようです。

しかし、フッ素そのものは猛毒でもあると言われていています。使用には相当薄めるなどの作業が必要のようです。虫歯の予防としてはメリット、デメリットがあり、専門家の間でも問題になっているようです。

3市5町の置賜地区では一番最後に中止となり、県内でも一番遅い中止になっているようです。川西町では、このフッ化物洗口は平成5年から始まって、平成27年までにおよそ20年間続きました。予算は年間26万2,000円となっています。フッ素使用の洗口では、生徒の間で何が問題点に起きていましたか。町長にお尋ねいたします。

また、当局の調査資料によると、平成5年には12歳児の1人当たりの虫歯本数は4.89本で、平成27年には0.49本の減となっています。フッ化物洗口の効果だったと当局は見ているのかどうかお聞きいたします。

医学書院医学大辞典によると、虫歯は口腔内の細菌の発酵作用によって、食物のかすからつくられる乳酸が歯の硬組織を侵すと出ています。また、フッ化物の歯面塗布法は、虫歯予防のため、萌出後の歯に直接フッ素を作用させるとあります。

川西町の小・中学校では、虫歯になっている人数は、平成27年では147人となっています。県の平均よりも低い数字のようです。虫歯になる要素は食べ物、飲み物、歯磨きの方法などさまざまな要因が挙げられます。食生活では顎、歯茎が弱くなっているとも言われています。私はほとんど毎日魚の骨を焼いて食べていることを心がけています。

フッ化物の洗口中止によって生徒・児童の虫歯がふえていることはないでしょうか。また、ほかに何か虫歯予防の方法、対策を考えて実行しておりますか。お聞きいたします。

以上、壇上での質問はこれで終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 淀 秀夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、サンマリーナ玉庭ゴルフ場跡地と、虫歯予防のフッ化物洗口の1点目、ドイツのフォルト社が計画した太陽光発電建設計画はどうなっているのかについてであります。議員からご紹介いただきましたように、フォルトディベロップメントパートナーズ社によるサンマリーナ玉庭ゴルフ場跡地を利用した太陽光発電事業の概要につきましては、平成26年12月10日開催の議会議員全員協議会において、その間の経過を含めてご報告を申し上げたところでございます。

本町といたしましては、町内の土地の有効活用を図るものであり、現地法人の設立や設備等に対する税収面でのメリットが見込めるほか、工事への地元事業者の参入や、設備のメンテナンス等に対する雇用創出といった経済効果が期待されるとともに、再生可能エネルギーに対する関心が高まる中、国・県においても再生可能エネルギー導入の推進に向けて積極的な取り組みを行っていることから、事業推進に向け協力していきたいと考えておりました。

説明を受けた当初は、平成26年度中に太陽光発電設備の設置場所の地形調査や測量等を実施する予定であり、雪への対応を含めて設備の設置方法等を具体的に検討し、事業内容を精査した上で、地元への説明会を開催したいとの意向を受けておりました。しかし、その後は具体的な事業内容の説明や事業計画の提出までには至っていない状況であります。

本町といたしましては、事業推進に向け協力していきたいとの考えに変わりはありませんが、国は、全国的に再生可能エネルギー固定価格買取制度による電気利用者への負担の増加、未稼働案件の増加や、地域とのトラブルが発生している事案がある状況等を踏まえ、平成29年4月から固定価格買取制度は新制度に移行いたしました。太陽光発電については、運転開始期限が付与されるとともに、平成28年度までに国の認可を受けた事業者に対しては、

改めて事業計画の提出が求められることとなりましたが、当該事業者からは事業の説明や到来等がない状況にありますので、事業化は困難な状況にあると思っております。

2点目の町立小・中学校の虫歯を防ぐフッ素を塗るフッ化物洗口について、メリット、デメリット、平成28年度休止したことについてであります。本町では、歯科医師、薬剤師、各幼児施設、各小・中学校、保健担当者等のご理解とご協力をいただきながら、平成5年度より幼児健診、乳児歯科保健事業においてフッ化物歯面塗布を開始いたしました。その後、平成10年度からフッ化物洗口を全幼児施設及び小学校4校、平成11年度には全小学校に拡大、平成12年度には全中学校までを対象とし、平成27年度まで継続実施しておりました。

フッ化物洗口を実施していた期間において、生徒の間で問題点は何かあったかについてありますが、フッ化物洗口を希望しない場合は、それによる差別や偏見が生じないよう水で洗口するなど、各施設での配慮のもと実施したこともあり、特に問題はありませんでした。また、虫歯予防のために調整されたフッ化物洗口液は劇薬ではありませんし、各施設においてフッ化物による事故等もありませんでした。しかし、置賜地域内の小・中学校で実施していたのは本町のみであり、実施施設である学校では、教員の負担が大きいとの意見もいただいております。

フッ化物洗口実施期間における12歳児の永久歯の虫歯の状況では、平成5年度1人平均4.89本でしたが、平成27年度には0.49本まで減少しております。平成29年度においても0.49本と増加することなく推移しており、フッ素には歯の質を丈夫にする作用のほか、酸や歯垢の産生を抑制する働きもありますので、子供たちの歯の質を丈夫にし、虫歯になりにくい口腔内の環境も整えることができた結果、12歳児の1人当たりの虫歯本数が減少したと考えられ、一定の効果があつたと捉えております。

しかしながら、虫歯となる原因は、虫歯菌の状況、歯の質、口腔内環境、生活習慣など複数の要因がかかわっており、フッ化物洗口だけで予防できるものではありません。厚生労働省の平成28年歯科疾患実態調査結果では、永久歯の虫歯を持つ者の割合は、中学生までは低く抑えられていても、高校生以降ふえ始め、40代では99%以上の者が虫歯を持つとの報告があります。また、歯周病による歯の喪失についても注目すべきと歯科医師の方々からご指導をいただいております。

国や山形県の小・中学校の虫歯の状況を見ると、フッ化物洗口を実施していない市町村でも同様に年々虫歯が減少してきていること、さらには、学校からの意見及び歯科医師の方々からのご助言等を総合的に判断し、自分の歯の健康は自分で守るという生涯を通じた歯の健

康づくりへと施策の転換を図ったところであります。

現在、町では乳幼児期における虫歯予防対策として、乳歯の萌出に合わせた歯科健診や、希望者に対するフッ化物歯面塗布を実施しながら、個々人への生活習慣指導、仕上げ磨き指導を継続するとともに、幼児施設においては歯科保健教室を開催し、親子による虫歯予防の学習を行っております。学童期につきましては、子供たちがみずからの口腔内の状態を知り、生涯にわたり自分の歯を維持できるよう、虫歯や歯周病予防について学ぶ機会として、各学校において歯科衛生士による歯科保健教室を開催しております。

一方、高齢者の歯周病予防など、口腔内ケアが認知症などの介護予防や介護の重度化を防ぐことに結びつくことが実証されており、お口の健康保持は健康長寿社会のかなめと言えます。

今後とも歯の健康について継続して動向を把握するとともに、みずから考え自分で守る積極的な予防へつなぐために、口腔内の健康を保つセルフケアの学びと、医療機関における個々の口腔状況等に合わせたプロフェッショナルケアを両輪とし、乳幼児期から高齢期の生涯にわたる歯の健康づくりを推進してまいります。

以上、淀 秀夫議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 最初に、サンマリーナのゴルフ場跡地の太陽光の件ですけれども、これ町長から出た質問というのは、29年に固定価格制度というか、それが変わったから、なかなか業者のほうがかまうまいかなんだという話のようですね。

具体的にいくと、東北電力が太陽光の電力をつなぐ線が米沢にあるというんですよね。その米沢のほうでうまくつないでもらえないんだというのが一般に言われているようなんですけれども、その辺はどうなんですか。そういう具体的にはかかっていないんだよね、これ。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 状況等については、担当であります井上未来づくり課長から説明させます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 東北電力との接続の関係のご質問でございますが、町長からご答弁申し上げましたように、平成26年12月10日開催の議会全員協議会におきましても、太陽光発電事業実施における承認関係といたしまして、東北電力系統の連携の承諾の状況、これにつきましてご報告を申し上げます。

当初の計画といたしましては、接続ポイントにつきましては米沢市の泉町、JR米坂線の

南米沢駅周辺ということになっております。その後、事業者のほうから直接的な詳細な状況の報告ということはありませんが、私どものほうで内々に確認をとったところによりますと、米沢までのその道路の利用、そしてその工事の概要等についての調整が滞っているというような状況の確認は、この間とれておるところでございます。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 今、米沢のほうの泉にあるということのようですけれども、これ地権者とベルリンの会社、フォトボルト社が契約を結んでお金を納めているんですよね。お金も納めていて、これも川西町で滞納していた固定資産税全部納めたことになっているよね。そういう中でこういう問題というのは、行政側がもう少ししっかりしなければならんものがあるんじゃないかな。ちょっとその辺をお聞きしたいところです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 税の納税等に対する情報については、なかなかここで開示できない部分もございます。事業者の方の土地をお借りして事業計画を上げるということでもございまして、貸借を結ぶに当たっては、町としては差し押さえをしておりましたので、その差し押さえ物件に対する納税をしていただいて、その差し押さえを解除した形で計画を申請されるという行為は当然ございましたけれども、それ以降については、改めて計画が進捗しない中で、滞納が続いているという状況でございますので、その部分については事業者さんの責任というふうに捉えているところでございます。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 どういうわけでサンマリーナのゴルフ場跡地に太陽光をつくるということを決めたかということなんですけれども、これはちょっと、これも勘ぐりみたいな話なんですけれども、通産省の役人がそこに入って、役人が要するにサンマリーナゴルフ場はうまくいっていないんだから、そこを使ったらどうだとかというような情報をフォトボルト社に話を持っていった形だと思うんですよね。それでなきゃこれわかりませんよ。

だから、その辺も、それが今暗礁に上がっているというのは、その通産省のほうはどうなっているのかわかりませんが、この暗礁に上がっただけで、このままでいくものかどうか、先のことをちょっとお聞きしたいところなんです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 サンマリーナ玉庭が利用されない状況になって、その土地の所有者も変化されましたので、その土地の有効活用を図るという意味では、その土地の所有者の方がさまざまな計画

を検討されたというふうに思っておりますし、経済産業省が関与したとかなんとかというのは私たちとしては関知していないところでございます。あくまでも民間事業者さんの計画として、町のさまざまな条例等に合致している、もしくは法令等に合致しているものであれば、クリーンエネルギーという観点からすれば、国も推進しているわけでありますので、その事業計画を相談をいただきながら、それぞれの内容について精査させていただいて、26年度でありますけれども、議会のほうに計画についてご説明を申し上げたところでございます。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 このクリーンエネルギーに関しては、私も最近わかったんですけれども、1件当たり7,000円電気料金を上乘せしているんですね。みんな川西でも太陽光のパネルをつくっていると、我々も玉庭に行くだけでも4カ所ぐらいあるんです。なぜそういうふうに太陽光のクリーンエネルギーに目をつけているかという、それは、我々国民は1件当たり7,000円、毎年取られているんですね。これ東日本大震災の後にこの制度がなったようなんですよ。

そういう意味で、川西町でも太陽光をあちこちでつくっているんです。具体的に言うと、高山何とかというのは川西の人がやっているんですね。それで、福島にもつくっています。その理由は、我々から7,000円毎年取っているわけで、その太陽光発電をやっているほうが相当金が入るようになっているんですね。だから川西の業者もやっているんですよ。

だから、そういう中で、ベルリンのこのフォトボルト社が目をつけるのは当たり前なんですよね。それで、それはちょっと私もさっき勘ぐって言いましたけれども、通産省の幹部がそういう情報を流して、そういうものにつながったと思うんです。それで、今暗礁に上がっているというときで、国のほうではエネルギーが多くなって、もう個人的な太陽光をやっているところもうまくいっていないみたいな形になっているのね。だから、もちろん相当大きく情報をやっているところは、ここで言えば東北電力とつながっている。だけれども、このフォトボルト社はつなげないという、そこの勘ぐりが、やはり町民から見るとやはりちょっと異常だなという感じを受けますけれども、その辺どうなんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 全体的な流れになるわけですけれども、東日本大震災もあります、それ以前から地球規模での温暖化対策ということで、CO₂削減というのが大命題で、京都議定書を結んだり、今もって国同士での協議が進んでいるところでございます。

国内的にもCO₂削減というのは、当然これからも求められるわけでありまして、その中

で、エネルギーとして太陽光であったり風力であったりというようなことに対する開発が進み、町も事業として取り組んでまいりましたけれども、屋根の上に太陽光発電を設置するような補助なども進めてきたところでございます。

さらに、東日本大震災で原子力発電所がストップするというような状況の中で、代替エネルギーの確保ということで、太陽光であったり自然エネルギーが求められたところでございまして、その一環として、なかなか設備投資をするのに、価格が太陽光のパネルについても高価であったという時期がございまして、それを優先的に確保するために、固定価格買取制度、電力の買い取り制度というのをスタートしたと。そのためには、設備投資をしてもペイすると、民間事業者さんも意欲をかき立てるということで、固定価格買取制度、20年間の長期契約を結ぶということになったわけでありますから、そのメリットを見ながら民間事業者さんは算入されてきたという経過であります。フォルト社もその一環として取り組まれたということだと思います。

これはあくまでも民間ベースの考え方でありまして、例えば設備投資するに当たっては200億円程度の資金が必要でありますので、その200億程度をどう確保するかということは民間事業者さんの考え方でありまして、26年、27年以降、具体的に町に相談とか往来がないという状況については、その事業そのものが進んでいない、事業者さんの事業として成り立っていないというのが現況だというふうに捉えておりますので、それに国が関与したとか町が関与したということではございませんので、そのことについてはご理解賜りたいと思います。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 この問題は非常に何か地元にとっては明るい話題かなという感じを受けながら、いつの間にか暗礁に上がって、あと、今町長から出た限りでは、民間だから行政は余り関係ないというけれども、関係あるんですよ。やはり町長、お金もらわないからだめですよ。やはり固定資産税とか事業税というものがあって、そういうものを期待していたんじゃないですか。

それで今、国のほうは全然手が回らない。要するに業者は川西町に来ていないと。だからしようがないんだというけれども、政治というのは上に上がっていかねばならないでしょう。やはり通産省のほうへ行って、この問題はどうなっているんだということ。この前、陳情しているわけですがけれども、そういう話は出さなかったんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 誤解をされているのかなというふうに思います。我々として期待するのは、旧サンマリーナの土地が有効活用されるということに対しては、それは期待をしておりますし、行く行くはそこで働く場が提供されたり、また固定資産税の納入なども、それは期待としてあります。それが国レベルとか、民間に参入して我々が指導するというようなことではなくて、あくまでも民間事業者のベースで計画がつくられ、さらにはその事業化するための資金調達などについても民間事業者さんがされるわけでありますので、それがどういう方向に進むかどうかというのは、やはり主体である事業者さんの考え方、もしくは資金力ということになるわけでありますから、そのことについては我々が関与するレベルの話ではないだろうというふうに思いますし、国に対して到来をするということもございませんでしたので、あくまで民民のベースで取り組まれた事業として理解をしているところであります。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 この問題というのは、要するにドイツの業者が入って、日本のクリーンエネルギーの政策に一応買って出るという話のようですから、やはり川西町、この小さな町に場所だけは提供しているわけで、しかし、政治というのはそういうところに、前に進まないところに政治の力というのが必要なわけで、町長さんは、これ民間だから余り関係ないんだという話ではないと思います。

私、何回も繰り返してもしょうがないから、これでまずこの太陽光に関しては終わらせてもらいます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 太陽光発電、このフォトボルト社の事業につきましては、国内で、例えば長崎県五島列島、秋田、宮城2事業、さらには福島と6事業の事業計画がフォトボルト社は持っていらっやいました。しかし、調査によりますと、その全ての事業がストップしている状況でございますので、これは政治が関与するとかそういったレベルではない。フォトボルト社の事業そのものが停滞しているということでご理解賜りたいと思います。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 今の町長さんから情報をもらいましたが、そういうことなんでしょうけれども、しかし、通産省の上のほうでは、もっともっとクリーンエネルギーの太陽光を使いたいということで、こういう問題にベルリンのフォトボルト社に説明をしたような感じを私は受けています。そういう意味では、全部ほかもストップしているというけれども、やはり通産省のほうの大幹部がそういう事業に進みたいということで、大幹部が川西町にも目をつけてくだ

さっているということは大変なことだと思いますけれども、結果的には、今その話が出ましたように、暗礁に上がっているというよりも終わりかなという感じなんですけれども、どうなんですか。やはりそうなんでしょうな。お答えしても同じことになりますから、それで終わらせてもらいます。

次、フッ化物洗口について質問をさせていただきます。

歯というと、人間の体から見れば100分の1かそのぐらいの小さな話のようなんですけれども、しかし、歯は意外に命をとるときがあるんです。原田町長から出たように、歯周病の話まで出ましたけれども、歯周病の場合は脳に菌が入って、それが命取りになるというんですね。

それから、動物もそうなんです。例えば私の耳に入っている限りにおいては、象なんか歯がやられると死ぬんだと。そのぐらい歯というのは、ただそしゃくしてものを食べるだけではないんです。だから、私は、象なんか歯がやられると死ぬというのは、私の耳にちょっと入ったことがあるんですけれども、意外にこの歯についての意識がちょっと弱かったような感じです。

しかし、町民には、やはりフッ素そのものはやはり、町長から言わせると毒ではないと言っていますけれども、辞書を引くと猛毒になっているんです、フッ素というのは。フッ化物洗口というと、それはもう何百万ぐらい薄めて使っているようなんですけれども、我々、私ちょっと本によると、フライパンなんかフッ素を使って焦げないようにしている、焦げないとか剥がれるようになっているんです。だから、一般的にはフライパンにフッ素を使っているなんていうのは、知っているのは意外にないんじゃないかと思います。

しかし、川西町の場合は、ここで言うと、フッ化物洗口は県内でも一番最後になったようだし、もちろん置賜でも最後なんですけれども、メリット、デメリットある中で、川西だけがちょっとおくれたというのはどういう理由だったんでしょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 県内で、フッ素洗口を初めフッ素を活用した歯の衛生を保つという事業に取り組んでいる自治体が少ないということが現実であります。その中で、川西町は先進的な形で、平成5年からフッ化物を活用して乳児の歯の健康、幼児の歯の健康、そして児童・生徒の歯の健康を保つという一つの考え方で先進的に取り組んできたところでありまして、最終的に切りかえたということは28年からなるわけですが、これは先進事例として20年近く取り組んできたということで評価していただきたいと思っております。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 私も歯の3カ月健診を受けているんです。私、薬も飲まない、病院にも行かない、健康そのものなんです。だから、間接的には私、福祉に協力しているわけですね。金を使わないようにしているわけですから。議長も喜んでいらっしゃるようだけれども。やはり15人我々仲間がいるわけだけれども、医者も行かない、薬も飲まないのは淀ぐらいじゃないの、この若いのに。

しかし、やはり昔のやり方、うちの母は魚の骨はよく焼いて食わせてもらった。今はそれを実行しているんです、私、この歳で。やはりこの歳ということを行いましたけれども、小さいときは骨必要なの、カルシウム必要なの。それで、牛乳で補うというけれども、牛乳だけではだめなんです。今、我々、若い者はやはりカルシウム必要なんですよ。それを補っているのが淀 秀夫なんです。

だから、そういうものも教育の一環として必要じゃないかと思うんだよね。今の子は骨なんていうと皆投げちゃう。うちの猫、2匹いるけれども、うちの猫も骨食べないんです。私食べているんです、猫が残したものを。昔、小さな骨ね、あれは危ないからといって、母がよく気をつけて言われましたよ。だけれども、俺はそういうものも平気で食べているし、きのうもエビがあったんですよ。エビ全部食べるようなものです、私。うちの家内から言わせると、ちょっと品がないんじゃないのと言うけれども、品の問題ではないのね。やはりそういうところが、教育長あたりがもう少し子供さんを教えなければならないのではないかな。淀 秀夫はこの歳になってしみじみ、昔の人のほうが頭よかったなという感じを受けています。

そんなことで、町長も歯周病のことは聞いていましたけれども、フッ化物洗口、休止というのとは休むと書いているんです。だから、やる可能性があるわけですよ、恐らく。中止ではないんですよ。休むと中止は違う。同じ用語だけれども。ここの区別はどうなっているんですか。町長お聞きしたい。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 前段で淀先生からありましたように、フッ素そのものに対する、劇薬であるということで、やはりフッ素の取り扱いというのは各学校で保健師の先生、もしくは担任の先生が管理されることもありまして、他の小・中学校では対応していなくて、川西町内だけでその仕事に従事しなければならないということに対する、先生方から負担の大きい事業だということの声が、また全国的にもこの事業に取り組んでいる学校が少ないということがありまして、教職員組合からも、この洗口に対してはやめてほしいという声も私のところに届けられました。

た。

一方では、先進地としては、例えば新潟県とか千葉県もあるんですが、やはりフッ素洗口による意義があるという、これはもう進めるべきだと。私に来られた新潟大の先生は、北欧だと思いますけれども、北欧のほうの水道水には自然水の中にフッ素物が入っていて、歯の健康が保たれるんだということで、そんな事例などもあって、それは劇薬でありますけれども、きちんと使えばということで、フッ素の有効性というものを話をいただきました。

今回、休止という状態にしましたのは、歯の健康というんですか、虫歯の齲蝕率というのは、川西がフッ素をしたから減っているかということ、減ってはいますけれども、県レベル、国レベルでも同じように平行線で減っているわけでありまして。そのフッ素物だけがあるからどんと減るわけではなくて、もう全体的には歯の健康を守れているんですが、虫歯を持っている家庭のさまざまな要素、家庭環境、こういったところで、一人で3本も4本も虫歯を持っているというような状況もございまして、そういう子が何人かいますとそれ以上下がらないという現況でございます。そうなってくると、生活習慣を変えろとか、食生活を変えていくとか、自分の歯は自分で守るというような考え方に立たない限り、限りなくゼロには近づかないという状況が見えてきました。

歯科医師との協議会がございまして、歯科医師の先生から8020運動ということで、淀先生のように長寿で元気な歯を持っていらっしゃる運動を進めているわけでありまして、中学校までの齲蝕率はかなり下がっていると。しかし、高校にいくとぼんと上がる。成人になるともっと上がっていくという今の状況からすると、フッ素で何とかしようということではなくて、自分から歯のケア、もしくは虫歯をしっかり治す、または歯周病にならないために、先生方、歯医者さんとのヘルスケアを定期的に行うと。受け身ではなくて、自分自身が健康増進のために歯の健康を保っていくという意識改革を進めていく必要があるというような話をいただきまして、このたびフッ素塗布洗口については一度状況を把握するために休止をさせていただき、ただ、乳児の歯が生え始めたころの子供に対する歯科検診のときに、希望する保護者の皆さんにはフッ素を塗布するとか、いろいろな手だてをしておりますし、歯医者さんに行けば、希望すればフッ素塗布をしていただけるような環境も整えておりまして、フッ素の有効性については保護者の皆さんにもお伝えしながら、その保護者の判断で取り組んでいただくと。一斉に取り組むということから、個々の意識啓発を図りながら歯の健康を保持していきたいという考え方でございます。

継続的に調査しながら、今後のあり方などについても議論をさせていただきたいなと思っ

ております。淀先生が8020運動の実践者として、これからも歯の健康を保っていただくことをご期待申し上げたいと思います。

○議長 淀 秀夫君。

○9番 去年、日野原医師が亡くなったですね。私、講演を聞いているんですよ。この人は一番、105歳まで生きたということの値打ちよりも、町長、ちょっと言葉はあれかもしれないけれども、成人病から生活習慣病というのが出ましたね。これに切りかえたのはこの日野原さんなんです。一般に、これも教育のほうでうまくいっていないんですよ。成人病と生活習慣病、なぜこういうふうに切りかえたかを子供たちに教えなければだめなのね。

私はときにバックをやるんです、歩いて。そうすると、淀、何しているのということで、選手は横に行く場合もあるしね。要するに、同じことをやっていたら成人病、昔で言えば成人病、それを逆のことをやらなければだめなんです。私、今までこのぐらい生きてきたけれども、今でもバックやるんですよ。横にもやるんです。そのぐらい、同じことをやっていたら、昔で言う成人病、今の言葉で言う生活習慣病と。これを、その言葉を意外に保健婦の人たち知らないんです。ここにいる人たちも。だから、そういうのも町長さん、教えなければだめじゃないの。本当にそういう意味で、日野原医師はやはり長く生きたということよりも、役人の成人病から生活習慣病という言葉に切りかえたということの値打ちを知っていかなければだめだと思います。

きょうはこれで終わらせてもらいます。どうもありがとうございます。

○議長 淀 秀夫君の一般質問は終了いたしました。

水交換のため、暫時休憩します。

(午前10時22分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前10時24分)

○議長 第2順位の伊藤 進君は質問席にお着きください。

2番伊藤 進君。

第2順位、伊藤 進君。

(2番 伊藤 進君 登壇)

○2番 それでは、議長に通告の質問を始めます。

町の第5次総合計画がスタートし、実施計画の3年目を迎えます。この第5次総合計画では、町の人口は緩やかに減少していくとのことであり、私もそのように期待するものがありますが、こうした中においても対策を考えなければならない問題が多くあると思っております。

その中の一例であると思いますが、ひとり暮らしの高齢者の方についてであります。個々の状況で対応は違うでしょうが、これからの川西町はこうしたひとり暮らしの高齢者について考えていかなければならないのではないかと思います。国は、施設における介護から在宅介護に移行させるということですが、高齢者のひとり暮らしがふえてくれば、在宅介護は難しくなるのではないのでしょうか。

本町にはひとり暮らしの高齢者と言われる方が、平成29年6月1日現在において485名おられるということですが、介護が必要となった場合はどのような対応ができるのか伺います。

また、介護までには至らなくても、一人で暮らすことに不安を抱える方もおられると思います。そうした方々が安心して暮らせる手だてを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

私が議員になってからでしたが、久しぶりに会った友人と話をしている中で、子供が大きくなって核家族になったとき、二人暮らしが一人になったら、大きな家に一人で住むのも大変だから、気の合う近所の数人で一緒に暮らすかという話をしておりました。その方は、もう既にそれを現実問題として捉えているようでした。こうした考えの方が全てではないにしても、お互いに助け合って一つ屋根の下で暮らしていく、いわゆるシェアハウスという考え方を持っているということです。

人口減少、高齢化に向かっているのは紛れもない事実であります。こうした中において、川西町でどのように暮らしていくのか。特に、高齢者のひとり暮らしなどについては、個々の考えなどありますが、町として高齢者のシェアハウスというものについてどのような考えを持っておられるのか伺います。

次に、農業関係ですが、本年4月1日に種子法が廃止になります。本町においては水稻を中心としながら実にさまざまな農産物生産を行っております。この種子法廃止により、本町における農業生産が本当に大丈夫なのかと思う次第です。この種子法廃止が本当に農業者のためなのか疑わしく思えてなりません。農産物を生産する上で重要な問題であると考えますが、町長の見解を伺います。

以上で私の質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤 進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、高齢者のひとり暮らしの1点目、ひとり暮らしの介護についてであります。本町のひとり暮らし65歳以上の高齢者数は、議員ご指摘のとおり、平成29年6月1日現在で485人おられ、年々増加傾向にあります。さらに、高齢者夫婦のみの世帯や認知機能が低下する高齢者も増加傾向にあることから、在宅の高齢者への対策は喫緊の課題と認識しております。

要支援または要介護認定を受け、在宅で生活されているひとり暮らしの高齢者は現在69人いらっしゃいますが、それぞれに課題を抱えながら介護サービスによる支援を受け、生活を送っております。これからも介護を必要としている方々に寄り添いながら、住みなれた自宅で可能な限り生活が送れるよう支援してまいります。

在宅高齢者施策を推進するに当たり重要なことは、運動機能や生活機能を低下させないことが大切であります。日常生活を送るために、運動機能の維持向上を兼ねた居場所づくりに取り組むなど、今後なお一層介護予防事業を推進してまいります。

また、一人で暮らすことに不安を抱える方も多いため、町では在宅介護支援センターに訪問を依頼し、各種相談に応じるとともに、高齢者の状況確認に努めております。加えて、認知症に対する理解や早期発見も課題となっておりますので、認知症サポーター養成講座、認知症カフェの開催や、75歳到達者全員への訪問等を引き続き行ってまいります。

高齢者の皆さんが自立した生活を維持するために必要な課題は、医療と介護の連携及び日常生活を包括的に支援する体制づくり、地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて構築していくことにあります。このシステムは、在宅医療や介護にかかわる他職種、町民及び関係団体との連携の上に成り立つものであり、地域や住民とともにつくらなければなりません。特に、このシステムの構成要素の一つである生活支援体制については、町全体を統括する第1層の生活支援コーディネーターと、地域を中心に活動する第2層の生活支援コーディネーターを中心に、地区単位で生活支援体制を整備するとともに、町全体の課題解決を進めるため協議会を設置し、さまざまな見地からご協議いただきながら、地域包括ケアシステムを構築してまいりたいと考えております。

2点目の高齢者シェアハウスについてであります。高齢者の住まいといたしましては、自宅、賃貸住宅、サービスつき高齢者向け住宅及び有料老人ホームや特別養護老人ホームな

どの介護保険施設、養護老人ホームなどの福祉施設がありますが、シェアハウスとは、自分の部屋とは別に共同利用できる共有スペースを持った賃貸住宅のことをいいます。入居条件として、自分のことは自分でできることが必要で、住宅をシェアしている以上、食事、外出時の届け出や門限、入浴時間、消灯時間などの決まりや、住宅の共同運営のための役割分担など、共同生活を続けるためのルールが設けられているのが一般的であります。

個室で暮らせることでプライバシーが保てるとともに、集団で生活することが孤独、孤立感から来る不安を和らげることや、家賃が比較的軽費であるという利点はありますが、半面、共同生活を続けるためのルールを守らなければならない、高齢者にとって最も心配である介護については想定されておりません。そのため、長く生活していくためには、入居者同士の助け合いが欠かせないものと考えております。

また、空き家の利活用、多世代同居型、冬期間のみの共同生活なども考えられますので、空き家対策、住宅対策、若者支援及び移住・定住対策等とあわせて研究していきたいと考えております。

次に、種子法廃止について、廃止されることについての見解を伺いたいについてですが、主要農産物種子法につきましては、戦後の食料増産という国家的要請を背景に、国及び都道府県が主導して、優良な種子の生産、普及を進める必要があるとの観点から、昭和27年に制定されたものであります。具体的には、稲、麦及び大豆を対象に、都道府県による自都道府県内に普及すべき奨励品種の指定、原種及び原原種の生産、種子生産圃場の指定並びに種子の審査制度等を規定しております。

このたびの法廃止につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年4月に廃止法案が可決され、平成30年4月1日に施行されます。廃止に当たって、国の背景には、種子生産者の技術水準の向上等により種子の品質は安定している一方、多様なニーズに対応するため、民間ノウハウも活用して品種開発を強力に進める必要があるにもかかわらず、都道府県と民間企業の競争条件が対等にならず、公的機関の開発品種が大宗を占めるため、都道府県による種子開発、供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により種子を開発、供給する必要があるという考えがあります。

このため、平成28年に国が決定した農業競争力強化プログラムにおいて、戦略物資である種子、種苗については、国は国家戦略、知財戦略として民間活力を最大限に活用した開発、供給体制を構築する、そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農産物種子法を廃止するための法整備を進めると明記

されております。

つまり、農産物の価値を決定づける種子その他の種苗については、日本農業の国際競争力を決定づける極めて重要な農業資材であり、常に国際競争力ある優良な種子その他の種苗を官民含めた国の総力を挙げて開発し、国内に供給する体制の構築が必要不可欠であるため、種子、種苗行政の規制緩和改革として進められたものであります。

当プログラムを踏まえ、昨年成立いたしました農業競争力強化支援法において、良質かつ低廉な種子、その他の種苗供給を実現するために、適正な競争のもとで高い生産性を確保するための参入促進や、民間事業者による種苗の生産及び供給に関して活発な事業展開が可能となる環境を整備するための、国の試験研究機関や都道府県等からの種苗生産に関する知見の提供といった取り組みが規定されております。しかし、農業競争力強化支援法との関係において、都道府県中心の制度を一律に義務づける主要農産物種子法は、官民の総力を挙げる体制の構築と矛盾するという判断から廃止に至ったものであります。

法廃止による農業者への安定供給に資するための対応につきましては、国においては、法に規定していた種子の品質等に関する基準について、野菜を含めた全ての作物をカバーする種苗法の告示に定め、引き続き農産物検査を行うことにより優良な種子生産を担保するとしております。また、都道府県に対する財政措置につきましては、優良な種子の供給に必要な地方交付税を今後とも確保し、品種の研究開発を阻害しないとしており、さらには都道府県と民間事業者の連携により種子の開発、供給を活性化させ、外資参入に対応するとしております。

一方、山形県の対応につきましては、先日の県議会における農林水産部長答弁にありますとおり、法廃止後も優良種子生産に係る予算確保を図りながら、引き続き品種開発や優良種子の安定供給に資する取り組みを進めていくこととしております。

具体的には、現在、法に基づき指定している種子生産組合の圃場を、法が廃止された後も引き続き県が独自に指定することにより、責任ある種子生産体制を構築し、その上で、種子の品質を担保するため、種子生産組合が実施する指定圃場の生育状況や生産された種子の発芽率等の調査確認について、各総合支庁の農業技術普及課がサポートしていくこととしております。また、県農業総合研究センターでは、県が開発した品種の原原種、原種の生産に当たり、今年度新たに種子調整保管施設を整備し、機能強化を図りながら品質管理を徹底するとしております。

さて、町としての見解についてであります。国・県の対応状況において、直ちに種子を

めぐる状況が大きく変化し、本町農業者や農業生産に影響を与えるということは想定できませんが、将来的には、国から都道府県への予算配分の法的根拠がなくなる影響は未知数であります。例えば、万が一国の予算が担保されなければ、生産コスト増による種子代に転嫁され、また、仮に都道府県が種子管理や基礎研究などの種子事業を徐々に後退させ、民営化が進行した場合、民間企業が種子を私有化することも完全には否定できません。

法の根底にあった新品種をつくるための素材となる遺伝資源を国や都道府県が公共の資産として保有するという考え方が全て民間に委ねられ、他国籍企業の種子と同様に、その開発が効率性や経済性だけに傾斜することだけは避けなければならないと思っております。その地域に合った優良な品種の開発及び農家への適正価格による継続かつ安定的な種子供給こそが、今後の日本農業における食料生産の根幹として非常に重要であり、今後とも国・県の動向を注視すべきと考えております。

以上、伊藤 進議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 最初のほうのひとり暮らしの介護のところでありまして、町全体の解決を進めるための協議会を設置というふうなことを言われておりますが、この設置について、その設置時期というのは大体いつごろを目指しておられるのか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 具体的な内容については、淀野健康福祉課長から説明させます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして私のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま地域包括ケアシステムを進めるための協議会の設置ということでのご質問だと思っております。これにつきましては、さまざまな地域に課題がありますので、そういったものをどのように対応していくかということで、さまざまな立場の方々に委員になっていただいて協議会を設置し、その課題の解決策を見出していきたいというのがこの協議会の目的でありまして、それにつきましては、来年度からこれを立ち上げていきたいなというふうに思っております。

現在、そのことを協議する地域ケア会議、あるいは介護保険の運営協議会等々がありまして、そこで個別のケースについてはご協議いただいております。ただ、そういったものを今後そのまま継続するのではなくて、それを一つにまとめて、町全体の課題を一つのところで

もう総合的に検討していくという体制づくりを進めていきたいと思っておりますことから、来年度からその協議会を立ち上げていきたいというふうに思っております。

○議長 伊藤 進君。

○2番 ということは、平成30年度中に立ち上げるというふうなことでよろしいんですね。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 議員おっしゃるとおり、来年度から立ち上げていきたいというふうに思っております。

○議長 伊藤 進君。

○2番 次の高齢者のシェアハウスであります、個々の問題で、やはりこれは非常に難しいかと思われませんが、いろいろなパターンがあると思うんですが、もしこういったもの、例えば住民のほうから相談があったり要望があったりということについては、窓口はどこになるんですか。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 居住施設としての賃貸住宅ということに関すれば、地域整備課が担当になるのかもしれませんが、高齢者の方の対応ということからすると、高齢者政策の推進は本課でありますので、まずどのようなことかということから始めていくのであれば、私のほうの健康福祉課のほうにご相談いただければ対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長 伊藤 進君。

○2番 ということは、単純に居住となれば地域整備課のほうに相談しろということ。あと、高齢化の対策になれば、やはり健康福祉課のほうにというふうな形ということであれば、判断がつかなければ健康福祉課の淀野課長に相談しろということでしょうか。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 言葉足らずかもしれませんが、住宅という観点だけであれば、アパートあるいはそういった賃貸住宅であれば地域整備課になりますが、トータル的に高齢者の生き方、住まい方ですとかこれからの生活、そういったものを考えていくというのであれば、健康福祉課が担当だと思っておりますので、ご相談いただければというふうに思います。

○議長 伊藤 進君。

○2番 わかりました。なお、住民からそういう相談があったら、真っ直ぐ健康福祉課というふうな話をしていきたいと思えます。

続きまして、種子法、やはりこれは町でどうこうということではできない問題だなとは思

んですが、本町にかかわるものといえば、やはり水稻、採種、あとは種子大豆というふうなことになるかと思うんですけれども、そういった部分について、今のところは問題ないという、問題がないという言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、影響というのは今後どのようなものがあるのかなという、非常に不安する部分もあるんですが、そういったものについては検討がされておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいまのご質問でございますが、本町には米の栽種圃場ということで、73ヘクタールほど本町にはございます。また、大豆種子の栽種圃場として26ヘクタールほどあるわけでございますが、県の農林水産部長のお話にありまして、現状につきましては、急にこの種子法廃止によって流通形態が変わるといようなことは今のところは考えられないという内容でございまして、また、県でも今後とも予算確保しながら、優良種子の生産に引き続き取り組んでいくという内容でございまして、本町についてもその情報等を注視しながら見きわめていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 伊藤 進君。

○2番 いろいろ調べますと、一説には、企業が多収の飼料米の種をつくったんだけど、なかなか参入できなくてなんていう話の中からこういったものが決まったのかななんていうふうな感じを受けるわけですが、地域の中で一生懸命やっている農家が不利益をこうむらないような対策も必要だなというふうなことを思いますので、そういった部分でもし何らかの影響があった場合のことを、町として考えられること、でき得ることはどういったものがあるのかなというふうなことを思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 種子法の廃止についてはさまざまな課題があるなど、私もいろいろ調べさせていただいて感じたところでございます。特に、法改正に伴います国会での議論も七、八時間で審議が終わってしまったということで、その中身について十分精査された形で法改正されていないなど。廃止ということでありまして、歴史的な経過もあり、さらには米とか大豆、麦といった主要な農産物、主食になるわけでありまして、その部分が民営化されるというんですか、民間に情報提供しながら民間の市場に門戸を開放するというところでございまして、このこと自体も今後の安定生産、もしくは農家の安定経営の中では一つのネックになってしまうのかなという不安は私も感じているところであります。

とりわけ、この中には出てきませんが、市場開放という考え方をすれば、TPPの関連もあるのかなということを想定される状況でございまして、そういう意味では、グローバルスタンダードといいますか、他国籍企業の参入なども含めて視野に入れた考え方を整理しなければならないのかなというふうに思っております。

種子というのは、やはりこれは我々がずっと受け継いできた固有の財産といいますか、共有といいますか、公有といいますか、やはり独占されるものではなくて、全ての人たちに共有されるような財産として価値のあるものだというふうに思っております。そういう意味では、こういった形で門戸が開かれていきますと、例えば自種で少しずつ守ってきた種子が、それは例えば特許をとってしまえば勝手に使えないというようなことも生まれてまいりますし、そういった意味で、自分たちが大事にしてきた種子も管理されていくという状況が生まれて、それが使えないということにもつながることがあってはならないわけでありまして、そういう意味では、これから状況がどう変化していくのかということについては注視していかなければいけないだろうと思っております。

答弁にも書かせていただきましたけれども、今まで、昭和27年からこの種子を、新しい種をつくっていく、優良な種子をつくるために、交付税措置されながら、財源措置されながら、それぞれの県で優良品種というのを育成してきたわけでありまして、同じコシヒカリでも九州のコシヒカリの遺伝子と山形とか新潟の遺伝子も少しずつ違くと。九州から持ってきたものは、じゃ山形で種まいて、植付いていくかといえばそうでもないという。そういう意味では、一つの同じ遺伝子になってしまったときのダメージの問題ですね、病気の発生とか、そういったことなども含めて考えると、それぞれの地域に合った種子を守っていく。これは言うてしまえば、農家の皆さんも含めてでありますけれども、共通認識に立った運動なども必要なのではないかなというふうに思っております。

現行では、県のほうがしっかり種子を守っていくという観点で、生産者の皆さんの支えになっていくという方針を立てていらっしゃると思いますので、そのことを我々としてもしっかり支えられるようにしていかなければいけないというふうに思います。

○議長 伊藤 進君。

○2番 この種子法廃止ということについて、4月1日からなるわけですがけれども、これについて一つ思い出したことがあって、かつてプラントハンターというようなことで、他国籍企業が原種、種を独占するというふうなことがあるわけですがけれども、それがまた行われるのかなというふうな感じも受けたわけです。

そういった意味において、やはり自分たちが生産しているものについては、やはりきちんと守っていかないとだめなのかなというふうな感じを受けていますので、国の法律では決まることは確実なんですけれども、やはりそれはおかしいよというふうなことも言っていく必要があるんじゃないかなと思いますので、今後の推移を見ながらさまざまな取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 伊藤 進君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前10時54分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の鈴木幸廣君は質問席にお着きください。

3番鈴木幸廣君。

第3順位、鈴木幸廣君。

(3番 鈴木幸廣君 登壇)

○3番 午後からの最初の質問をさせていただきます。議長宛て通告のとおり質問をさせていただきます。

大項目1番、各地区からの要望について。

1番、各地区からの要望への回答。

毎年各地区から町当局へ多くの要望がございます。地区要望時に町当局から回答を伝えているはずでございます。文書での回答なのか口頭での回答なのか、お聞きをしたいと思います。

また、議会議長宛ての同じ要望が議員各位に配付されていますが、当局の回答は配付されていません。今後、議員各位にも回答書を配付願いたいが、どうか。

また、要望後に当局は現地の調査を実施しているのか、あわせて伺います。

2番、要望事業の進捗。

28年は各地区合わせて約80件、29年は約90件であり、継続しての要望が半数を超えていま

す。町民は生活の安全・安心、暮らしやすい環境を求めて要望をしております。町当局はこれらの要望に誠意を持って対応しなければならないと思いますが、どうでしょうか。多くの要望に、検討していくとして放置していないのでしょうか。要望に対しての進捗をお伺いいたします。

3番、要望対策の予算措置について。

多くの要望は地域環境整備、道路整備についての要望と捉えております。要望における優先順位が当然あると思いますが、手厚く対処していただきたいと思っております。要望解決に向けた予算の措置は十分なのか伺います。

大項目2番、ドローンの利活用について。

災害時の情報収集。

災害時の情報収集には、現在各地区自主防災組織に無線機があり、訓練なども行われております。しかし、いざ有事になると人が直接確認をしなければならず、二次災害に見舞われることもあると思っております。これに対して、ドローンは一定の距離を保ち、危険も軽減され、災害現場の把握ができます。災害対策本部での方針決定には迅速な状況把握が不可欠であり、ドローンから得られる画像、映像、赤外線イメージング情報など、有効な判断材料の一つとして救助活動や復旧活動につながるのではないのでしょうか。このような観点から導入、配備を検討してはどうでしょうか、伺います。

2番、ホームページ及びフェイスブックでのPR動画。

町のホームページがリニューアルして見やすくなりました。しかし、動画のアップがなく寂しい思いをしております。動画の配信はドローンだけとは限りませんが、四季折々の町の景観を上空から撮影し、魅力ある町の情報をホームページやフェイスブックで発信して、多くの方々に来町してもらおうきっかけをつくるべきと考えますが、どうでしょうか。

また、上空からの画像も、町報で使用することでさまざまな情報を提供できるのではないのでしょうか。災害時だけでなく、ドローンの利活用は有効と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 鈴木幸廣議員のご質問にお答えいたします。

初めに、各地区からの要望についての1点目、各地区からの要望への回答についてであり

ますが、各地区からいただいた要望につきましては、各地区の意向を踏まえ、現状の課題や対応方法等について説明、意見交換等を行う要望会の開催や、文書により回答しております。

平成29年度につきましては、大塚地区を除く6地区から要望書を提出いただいております。吉島地区からは文書による回答を求められましたので、文書で回答いたしました。このほかの5地区につきましては、要望会形式により口頭で回答しております。

各地区からの要望に対する回答に当たりましては、要望内容を事前にお知らせいただきながら、現地踏査や関係機関との協議、調整等を行った上で回答の取りまとめを行っております。また、町として国・県に対し要望すべきと判断した事項につきましては、町の重要事業要望に要望内容を反映し、要望活動を展開しております。

議員各位への回答内容の開示につきましては、文書による回答の場合は回答書を作成しておりますが、要望会形式による口頭回答の場合は庁内の取りまとめにとどめております。また、要望会形式の場合は、地区選出の議員各位にもご同席をいただきながら回答申し上げているところであり、回答内容は十分ご承知いただいているものと考えております。

要望後の現地調査等の実施につきましては、事前調査等を実施しながら状況を把握するとともに、実施計画や予算編成等、町全体の事業計画に反映させるため、要望をいただいた後も随時現地調査等を実施しております。

2点目の要望事業の進捗についてであります。平成29年度に各地区から要望いただいた94件の要望事項のうち、52件が前年度からの継続要望でございました。要望内容を十分に調査、検討し、できるだけ早期の対応に努めておりますが、町全体の事業計画との整合や、関係機関、団体等との協議、調整等が必要なため、時間を要するものもございます。

現在、さきにお答えいたしましたとおり、要望をいただいた後も現地調査等を行うなど、地区の意向を踏まえ、早期実現に向け検討を継続しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

3点目の要望対策の予算措置についてであります。各地区から提出いただいた要望内容は、現地踏査等の結果をもとに緊急性、必要性等、優先度を判断しながら予算措置を行っております。早期の対応に努めているものの、要望内容が多岐にわたり、事業規模も大きく、限られた予算の範囲内での対応となりますので、全ての要望に対応し切れていない現状をご理解賜りたく存じます。

次に、ドローンの利活用についての1点目、災害時の情報収集についてであります。議員ご指摘のとおり、有事の際における情報収集につきましては、人が直接現場に出向き確認

しなければならぬため、二次災害に見舞われることが危惧されます。

昨年10月に実施されました平成29年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の際にも、ドローンを活用しながら現場状況の把握を行う訓練が取り入れられておりましたが、ドローンから得られる画像、映像等の情報は実践的に有効性があり、災害状況の早期把握や監視機能、救助活動のための基本データ取得など、ドローンの災害現場での積極的活用がうたわれており、その機能利活用の意識、機運が高まっていることを強く感じたところでございます。

このような中、本町におけるドローンの導入配備の検討についてであります。ドローンの導入配備には、機器の導入経費はもちろんのこと、知識や航空法等を十分に理解した上で、操作技量を身につけた操作員の配置が必要になります。これらの養成等には多くの時間と経費を要することが考えられることから、町としての直接配備ではなく、事業者等の協力を得て対応していくことが現実的であると考えております。

県内では山形市において、有事の際における被害状況収集、把握のため、ドローンを所有する測量設計業者組織と連携、協定を結びながら取り組みを進めているとの情報も伺っており、他県においても同様の取り組みを行っている事例が多数見受けられます。

現在、町としましては、このような連携、協定等を締結してはおりませんが、置賜管内にドローンを活用した画像、映像処理等を行っている事業者がおられることから、今後話し合いの場を持つなど、有事の際の関係性を持ち、地域防災力の強化を目指していきたいと考えております。

2点目のホームページ及びフェイスブックでのPR動画についてであります。町ホームページにつきましては、町の魅力や情報をよりわかりやすく効果的に発信するため、全面リニューアルを実施し、本年1月4日から公開しております。

利用者の利便性向上を図るため、知りたい情報まで容易にたどり着くことができるよう、ページ構成の見直しや検索機能を強化するとともに、高齢者や身体の不自由な方が快適にご利用いただけるよう、文字サイズの拡大機能や音声読み上げツールへの対応を図りました。さらに、外国の方にも川西町を知ってもらえるよう、4カ国語に対応するなど、誰もが利用しやすいホームページとして再構築を行ったところであります。また、親しみや好感を持っていただけるよう、行政情報トップページでは、季節に合わせた町の景観をスライド写真で紹介するなど、表情豊かで効果的な町の魅力の発信に努めております。

さて、議員からご提案いただきました動画配信につきましては、近年、全国的に地域のイ

メージや知名度アップ、移住・定住促進や観光客誘致などの地域活性化を図るため、自治体の戦略的広報が活発化しており、PR動画はその手法の一つと必要性を認識しております。

自治体のPR動画は、ポスターやチラシといった範囲が限定される紙媒体での広報とは異なり、インターネットにより幅広く地域の魅力を発信することが可能であり、趣向を凝らした動画も数多く公開されております。中でも、ふだん目にすることのない視点で地域の美しい映像を撮影できるドローンが活用されるようになってきており、本町におきましても、今年度の山形ふるさとCM大賞への出品作品を初め、町報の掲載写真などで活用しているところでもあります。

今後ともドローンを活用した動画配信など先進技術を取り入れ、本町の四季折々の美しい景観やイベントなど、町の様子が多くの皆さんに魅力的に伝えられるよう、情報発信を改善してまいりたいと考えております。

以上、鈴木幸廣議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 まず初めに、各地区からの要望についてであります。この答弁書を見ますと、7地区あるうちの1地区だけに文書での回答が求められていて、ほかの地区には口頭での回答ということでございますが、これ口頭ですと、単に口約束というような形にならないのかなということで心配しているんですが、その辺どういうふうなご見解をお持ちでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 各地区からの要望に対します回答の方法につきましては、各地区と調整を図った上で、各地区の意向をもとに、文書によるか、または要望会形式による口頭回答とするか、それを決定してございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 やはり各地区から口頭でもいいというようなことなんでしょうと思いますが、やはり町としては正確に要望に応じてやるべきだなと考えています。

いわゆる口頭での回答で、やもすると、そのこと自体、次の年の要望のときに、そういったこともあったのかなんていうことでわからなくなると思うんですけども、この件についてはぜひ、各地区に口頭での回答でもいいというような話であったとしても、文書での回答が一番ふさわしいのではないかと思います。その辺どうお考えですか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 回答に当たりましては、あくまでも各地区のお考えを尊重しながら対応さ

せていただいております。今後につきましても同様の考えであります。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 ということは、各地区が口頭でやるとするならば、やむを得ず口頭での回答ということになるという理解で、今後とも変わらない姿勢でやるということなんでしょうね。

私が求めているのは、毎年毎年、後にも出てきますけれども、同じような要望があるわけです。こういったことについても、前年度に要望したときに回答が得られていないというようなことで、さらにまた同じような要望が上がってくるのではないかと考えておりますので、文書で回答するべきだと思いますが、もう一回お聞きします。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 各地区からの要望につきましては、ただいま町長から回答を申し上げましたとおり、継続要望というものが大変多いということは私どもも十分承知してございます。その理由といたしましては、時間がかかるものも当然要望の中にはございます。そしてまた、町として対応をしていく上では、限られた予算の中での対応となります。そういった中で、各地区からの要望も当然いただいておりますが、そのほか関係機関、団体から町に対してご要望もいただいているという内容もございます。そういったものを総体的に町として受けとめ、最終的には優先度を判断しながら対応させていただいているところでございます。

そういったまず現状をご理解いただきたいわけですが、そういった中で、各地区への回答の方法、これにつきましては、町といたしましては、やはり各地区のご意向をまずは尊重することが第一義的にすべきことではないかなというふうに現段階では考えておるところでございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 それでは、答弁書の、各地区からの要望に対する回答に当たりということで記載されておりますが、ここの2行目に、現地調査や関係機関との協議、調整等を行った上で回答の取りまとめを行っておりますということで答弁いただきましたが、取りまとめというものについては、文書で残していただけるのでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 ご要望に対しまして、町として責任を持って回答を申し上げる必要がございますので、現地踏査、または関係機関、団体等との協議、調整等を図った上で、その結果をもとに、どのように回答するのかというようなことで庁内では取りまとめを行ってございます。いわゆる記録として残してございます。その記録を踏まえた上で、次年度以降も同様

の要望等をいただいた際には、それを踏まえてまた検討を進めておるところでございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 大体わかりましたが、それから、我々議員で、各地区の要望会のときは選出地区から立ち会いという形で自分の地区、選出されたというか、自分の地区のことは大体見たり聞いたりして把握はしておるんですけども、いろいろほかの地区からの要望に対する回答というのはまるっきり入ってきません。それで、もしそういった文書が整えられているのであれば、壇上からの質問でも、議員のほうに配付していただけるかということで質問させていただいたんですが、その結果について、この中では配付するのかもしれないのかも答弁いただいておりますので、その辺ちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 議員の皆様方への回答内容をお知らせできるかどうかというふうな内容でございましたが、私ども、今現在の対応といたしましては、まずは庁内で回答を取りまとめるということで、記録として残しておるところはございますが、要望会での口頭の回答をさせていただく場合ですと、文書と違いまして、正式なそのような相手方の受けとめ方との整合と申しますか、整理と申しますか、各地区の皆さんのご理解等の整理というところまでの次元にはまだ至っておりません。

一方、文書の場合ですと、文書で確かに残っているわけでございますが、そういった関係もございまして、また一方では、各地区ごとに、要望いただいた地区に対してご回答を申し上げているところがございますので、その内容につきましては、あくまでも要望いただいた地区に対する回答として、町といたしましては現時点では整理をさせていただいております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 わかりましたけれども、議会宛てにも同じ要望書が来ているわけです。議会としては、ただ要望を受け取ったということだけではなくて、町の回答も議員としては知らなくてはならないというようなことだと私は理解しております。

地区のほうだけ、我々議員は自分がいる地区だけのことについてわかっていればいいという問題ではないと思うんです。町全体の要望が上がってきたものに対して、議員として町全体を考えていかななくてはならないというような認識でおるんですけども、他地区の回答についてはまるっきり情報が入ってこない。これは非常にちょっと、やはり情報の収集力ということで各地区に回って、どうだったと聞けばそれで済むと思うんですけども、その辺

をはっきり議員の皆さん方に示していただけないものかなと思っておるんです。

これ町長に聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 各地区の中で、自治会を中心にしながら課題を整理をされて、地区の中で優先度をつけて要望項目に取りまとめている団体もございます。各自治会で上がったものを全て網羅した形で、個別、それこそ何十カ所と上げてこられる要望書もございます。そういう意味で、それを一つ一つ整理するということが、やりとりということはなかなか難しいところでありまして、整理されているものの内容について文書で残すこと、残すというか、要望をいただいたものについてはきちんと管理をさせていただいておりますけれども、文書で全て答えるということになれば、かなり厳しい内容の文書にならざるを得ないということもございます。やはり現場の話をお聞きしながら、要望会を実施させていただいて、切実な実態をさらに、我々が現地踏査するだけでは伝わらない内容などについてご意見をいただいて、要望をいただいて、さらに観点を変えた形で実態を把握しようとしているわけもございます。その要望会の積み重ねが実施計画なり総合計画なりに反映されていくという手順になります。

ですから、要望をいただいたものを来年やっってくださいというふうに言われても、やはり応え切れないような回答にならざるを得ないということをご理解賜りたいなと思っております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 十分わかりますけれども、何回もちよっと同じような質問で申しわけないんですが、やはり先ほど町長の、今の答弁でもそうなんですが、各地区その要望者に対して厳しい回答になるかもしれない、多分当たり前の話だと思うんです。できないものはできないでいいと思うんですけれども、やはりできないものはできないとして、検討するとかということで、壇上からも質問しましたが、放置するような形ではすごくまずいですよ。なので、文書化して、きちんとした形で各地区に返事というか、回答を出すべきではないかと思うんです。その辺どうでしょうか。未来づくり課長でもいいです。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 私どもの回答につきましても、繰り返しになって大変恐縮なわけなんですが、各地区におかれましても、その要望の取りまとめに当たりましては、地区の関係の皆さんと十分にご協議をした上で、町に対する要望事項の取りまとめを行い、そしてまた、その要望に対してどのように回答を求めていくのかというようなことも検討いただいているもの

というふうに思っております。

よって、文書というふうな方法も当然ございますが、そういった経過等も踏まえながら、各地区からのご要望に対しましては、要望会というふうなもう一つの選択肢も設けつつ、あくまでも地区の意向を踏まえて対応を今後もしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 では、進捗のほうに移らせていただきますが、94件中52件が前年度からの引き続きの要望だということで、これ単純にはいかないと思うんですけども、この94件から52件を差し引いた額は解決したと捉えていいのか、それともまた別な残ったものが上がってきているんだと思うんですけども、この差し引きが解決したと捉えてよろしいですか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 各地区の要望内容の取りまとめが地区の中での判断というふうになるわけでございますが、現に新たな要望というものが、今回は平成29年度を考えますと、94件のご要望をいただいておりますうち52件が継続の要望でございます、その差し引きの部分につきましては新たな新規の要望でございます。

その前年度の要望の件数、内容との比較というふうなところまで、大変申しわけございませんが手元にはございませんので、この部分が解消したというふうなご判断等につきましては、各地区の中で要望内容を取りまとめていただく中で、そこはご判断いただいているものというふうには考えてございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 ということは、解決したかどうかは各地区に委ねるという解釈なのか、それとも、例えば上がってくるのが道路整備の側溝整備とか路面の補修とか、そういったものがあるんですけども、地区に判断を任せるという捉え方なのかなという感じがするんです。

何か今、町長があれなので、もし違った答弁があればお願いします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 各地区からいただいた要望については、きちんと記録に残し、解決できないものについては継続して要望いただいているものとして捉えているところであります。

この要望の中には、県に対して要望してほしいという内容とか、公安委員会に要望してほしいというような、町を通して地域住民の声を届けてほしいという要望もございますので、それはやはり県当局なりの事業化といえますか、解決されなければ継続した要望と。これは、

私は何回もお話をいただくと、やはり継続して地域の声をずっと要望して続けるんだと。そのことは忘れないでほしいという意味合いも込めて継続されているというお話をいただいております。

さらには、例えば中郡地区で茨虫線のところで緊急に工事が入ったという経過につきましては、八幡原の県水の通水管の布設がえが入りまして、それにあわせて拡張することによって除雪などが効率的に行えると。県のほうで舗装などを対応してもらえるとということがありまして、これは課題と思っていたものが有効に解決できる手法が身につけば、緊急的に事業化させていただいたりというようなことで、やはりその要望内容の趣旨に沿いながらも、効果的な、もしくは財政的なメリットが高いものについては優先的に取り組むというふうな考え方でございまして、積み残ししたものが放置していくということではなくて、絶えず検証しながら実施計画などに反映をさせていただいているところでございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 わかりました。

もう一点ですが、同じ進捗の中でですが、毎年毎年要望会があります。地区から、例えば平成29年度で要望がありました。また来年度、30年度に各地区からの要望会があると思うんですけども、その時点で29年度に要望した事項を検証するというようなことはなされているのかどうか。地区の要望者を交えての検証というのが行われているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 町として回答申し上げる際には、ただいま、先ほどもご回答申し上げましたとおり、記録として前年度の要望内容に対する回答、そしてまた、それに至るまでの経過等も含めて記録を残してございます。次年度、そのまた要望をいただく際には、その経過等を踏まえながら回答をさせていただいている、対応を検討させていただいているところでございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 わかりました。

それでは、予算措置のほうに入りますけれども、30年度の当初予算の概要をちょっと見させていただきましたが、道路の側溝整備の工事の予算が減額というような記載がありました。割と要望の中で、道路の新設以外で古くなった側溝なんかを取りかえてくれているような要望が結構あると思うんですが、こういった側溝整備関係で予算が減額になっているとい

うようなことを踏まえて、これで要望の中で側溝整備なんかが対応できるのかどうか、もし、十分な予算措置なのかどうか、あわせて伺いたいと思います。整備課長ですか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 議員ご紹介のとおり、30年度予算、残念ながら減額になっております。主に減額になった原因といたしましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、茨虫線の県とのタイアップ事業ということで予算確保したものでございます。

30年度に関しましては、本来の予定どおりということと、当然現在の厳しい財政状況を鑑みながらの予算となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 本当に残念ですが、さまざまなことで予算を縮小していかなくてはならないというのは十分承知でございますが、先ほど壇上からも質問させていただいたとおりに、各地区の方々は住みやすい町を望んで要望なさっていると思いますので、今後ともおくれのないように善処していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、ドローンのほうに移らせていただきたいと思います。

答弁書の中で、昨年10月に緊急消防援助隊の北海道・東北ブロックの合同訓練が米沢で開催されました。そのとき、町長の答弁書にもありますが、私も見学をさせていただきました。やはり目についたのは、各参加者がテントにいるところにモニター画面があって、ドローンのリアルタイムでの映像が鮮明に映し出されておりました。これはやはり我が町としても、災害、有事のときにはすごく有効な手だてではないかなと痛感してきました。

本当にドローンの使い道なんですけど、この最後のほうのホームページとかフェイスブックにも絡んでいくんですけども、いろいろな面でドローンの活用というのは有効ではないかなと考えております。

それで、ちょっとお聞きしたいんですが、山形市なんかでも、災害、有事のときは協定を結んだところをお願いするという事なんですけれども、全国的に自治体でドローンの購入が進んでいるような点、把握されているかどうかですが、もしわかればお聞かせ願ひたいと思うんですが。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまの件ですが、自治体での導入の情報については承知をしておりません。

ただ、全国の自治体の消防本部、732本部あるのですが、その本部732のうち70本部、約1割で約100機のドローンを保有しているという情報は承知しております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 自治体でのことはまだ把握していらっしゃらないということなのですが、私もちょっとネットで調べてきてみました。結構自治体で購入が進んでいるのが、北海道と千葉県あたりが各自治体でのドローンの導入をしているというようなことを見つけてきました。北海道については26自治体が導入、もしくは導入予定となっております。

この使用目的なんですけど、この後、ホームページのほうにもいきますけれども、一番の活用目的というのは、観光地の撮影が最も自治体で力強く取り組んでいるドローンを導入する目的なんだそうです。その次に防災とか災害の把握、これが2番目。3番目が鳥獣被害の調査にも使っているということで、このドローンは結構今申し上げた3点のほかにも、農地の撮影だったり、もしくは各コミセンあたりの貸し出しで、コミセンあたりにも使ってもらおうというような、結構やはり利用目的は違えど、利活用するのが一番適しているのかなと考えております。

それで、答弁書の中に、ドローンの経費が結構高額だ、もしくはパイロットの育成にも費用がかかるというような答弁もございましたが、町ではどのくらいかかると予想していらっしゃいますか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ドローンの機器そのものにつきましては、十数万円から数十万円レベルというのが一般的な機体の値段かなというふうに認識をしております。

あと、操縦、オペレーターというか操縦の訓練というか、国家資格としての資格要件ではないと思いますけれども、それぞれ航空法であったり無人航空の飛行に関する許可、承認を得るためのさまざまな手続であったりとかという条件をクリアしながら、飛行許可を受けて飛ばさなくてはならないというようなことがあるようでございます。

そのようなことを勉強するというか、研修を受け持つような業者さんもこのごろふえておるようございます。そのようなところに出向かせる経費については、ちょっとここはまだ調べておりませんので承知をしておりますが、それなりの経費がかかるものというふうに思っております。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 経費はまだちょっと把握していないということですが、ちょっと私も調べてきました。ドローンについては、やはりピンきりだと思うんですが、災害あたりに有効に活用できるというドローンについてはおおむね25万円から60万円、ピンきりです。このほかに、やはりス

スマートフォンとかタブレットとか、いろいろな端末まで送るとなると、もうちょっと経費がかかるかと思いますがけれども、そういったことでピンキリですが、60万円ぐらいまでだったら、1機の値段ですが、かかるというようなことでした。

あと、撮影もし頼めば、写真だけの撮影で、1時間程度ドローンを飛ばして、10万円ぐらいで編集してということになると、撮影料2万5,000円だそうです。それから、6時間ぐらいドローンを使って40万円ぐらいまで撮るのに5万5,000円ぐらいの料金が発生するそうです。動画については、1時間飛ばして編集作業で10分ぐらいの動画にするのであれば、3万5,000円かかるそうです。

こういった予算措置で何回も何回もPR動画とか何かに使うのであれば、むしろ買ってやったほうが経費が安くなるのではないかなと考えております。

あと、もう一つ、さっき言ったパイロットの養成なんですけど、やはり国家資格とかそういったものじゃないそうなんです。それで、おおむねのパイロットの養成に係るお金と時間ですが、大体二十四、五万円で1人のパイロットを養成できるそうです。時間については、4日間の講習で10時間実際に飛ばせばその認定がもらえるというようなこともちょっと調べてきましたので、後で参考にさせていただけるのであればいいかなと思います。

そのドローンについて、本当に、これ議長、大変申しわけないんですが、通告になかったらとめていただいて結構ですが、今地区の自主防災組織のほうに年間10万円の補助を出して、各自主防災の備品購入に充てているので、30年はこれは継続しますか。通告外になるかもしれません。よろしいですか。来年度もありますか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 30年度予算についても同様の予算措置を盛り込んでございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 各地区自主防災組織は数年、いろいろな形で町、県から助成をもらって備品は購入、大体もうそろってきているんじゃないかなと思っております。この7地区分70万円を、例えば県のほうからの助成があるにしても、こういったものを利用して、防災に対しての連合会ありますよね、自主防災の協議会でしたっけ、ああいったところでドローンなんかを購入できないかと考えているんですけども、ちょっと飛び過ぎましたが、お答え願えれば。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 いろいろ勉強させていただきましてありがとうございました。

国のほうもIOT活用、AI活用ということで、ドローンの活用なども含めてですけど

も、新たな時代にふさわしい情報戦略を練っていかなければいけないという時代になりました。ドローンの活用も積極的に国のほうが進めているわけでありますので、今いろいろ情報提供いただいた内容などについても、十分我々としても前向きに捉えなければいけないと思います。前向きというのは検討という意味ではなくて、積極的な意味でございまして、ご理解賜りたいと思います。

やはり一つの方法として、置賜広域消防の中でも、例えば山岳の救助なんか結構出ます。そういったときにも、山の中の搜索というのはかなり見通しがとれなくて、ヘリコプターで移動するわけでありまして、ああいった内容なども含めて考えると、消防本部などでやはり整備していくというのも一つの考え方かなというような思いもしました。

さらに、観光誘客などを初め広告宣伝のための活用というようなこともいただきました。そういった意味で、より積極的な捉え方をしていかなければいけないと思います。

今いただきました各地区の自主防も、さらにレベルアップしていくという意味では、情報収集能力を高めていくという意味でも、ドローン活用などもやはり期待されるのかなというふうに思いまして、ここは各地区の交付したものを取り上げて、それでドローンを買いますなんていうふうには答えられませんが、そういう手法もあるのかなということで検討させていただきたいと思います。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 通告外で大変失礼しました。

先ほど答弁書の中で、山形市が測量設計会社のほうと連携協定を結びながらということで、結んだのかどうかちょっと私もわからないんですが、川西町としては、測量設計会社さんのほかに多分建設業の方なんかも多く多分ドローンを使われていると思うんです。それで、いち早くやはり災害時の協定を結んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 測量設計会社さん以外でという話で、建設業というお話がございましたが、川西町そのものは川西町の建設業協会との災害の協定を結んでございますので、町内の協定を結んでいる業者さんの中でドローンを保有している会社があるならば、今後建設業協会と災害時協定を結んでいる項目の中に、そのドローンでの災害情報の把握という部分などを項目として追加して盛り込みながら協力を得たいなというふうに思います。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 それでは、大いに期待して、平成30年度の災害の訓練にドローンが飛んでいることを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、最後にホームページ、フェイスブックでの動画の活用ですが、最近フェイスブックとかユーチューブで各市町村でのPR動画を目にするが多くなってきました。最近のちょっとテレビのニュースだったかわかりませんが、小国町のほうで動画を駆使した町のPRをやるというようなことで、我が町でもそういったPRの動画をつくる予定等があればちょっと、なければならないであれなんです、もし答弁、お答えできるのだったら、まちづくり課長、よろしくお願ひいたします。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 では、お答え申し上げます。

まず、平成30年度の予定でございますが、今年度行った、29年度に行いましたCM大賞、こちらが今回初めてドローンを使って動画配信いたしましたので、これのほうに向けて再度チャレンジしていきたいと、そういう考えでございます。

なお、ちなみに、ホームページリニューアルいたしました、こちらのほうは容量、機能とも、そのもの動画はすぐに張りつけられませんで、今、議員から一つ、一例ありましたユーチューブなり、そうした、さらにはフェイスブック、こちらのほうでリンクを張りつけると、そういうスタイルは可能かと思っております。そちらはできるだけ取り組んでいきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○議長 鈴木幸廣君。

○3番 ふるさとCM大賞でしたか、ますます頑張つて、大いに放送になるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

さっき言った上空からの撮影ですが、本年の春、パークゴルフ場もオープンします。パークゴルフ場からダリヤ園、あと遊歩道、マウンテンバイクのコースなんかをずっと一連で通すと、壮大な眺めになって、物すごいPRになるのではないかなと考えておりますので、その辺も考慮していただいて、よりよい町のPRに努めていただきたいと思います。

時間、前の議員さんも早目に終わりましたので、私も早目に終わりますが、このドローンを使った自治体のホームページ、千葉県の君津市のホームページ、これはドローンで何かまちおこしをやっているようなところでございましたので、私も見てきましたが、結構やはりドローンで、一番最初のトップページにいろいろな祭りとか景観とかいろいろなものを映し

ておりましたので、ぜひ参考にしていただいて、よりよいホームページやフェイスブックで町のPRに努めていただきたいと思います。これは要望としてお伝えしておきます。

これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 鈴木幸廣君の一般質問は終了いたしました。

水交換のため、暫時休憩します。

(午後 1時54分)

○議長 会議を再開いたします。

(午後 1時55分)

○議長 第4順位の神村建二君は質問席にお着きください。

5番神村建二君。

第4順位、神村建二君。

(5番 神村建二君 登壇)

○5番 私のほうからは4点について質問をしたいと思います。

まず、1点目、部活動のあり方は正常か。

部活動について、昨年7月、スポーツ庁は全国調査を、また昨年12月にある新聞社がアンケートを行いました。それによりますと、中学校の部活動について、教員の部活動指導の長時間化が顕在化し、教員の忙しさの大きな要因になっている。また、その結果、教員の心身疲労や公務との両立限界などの課題が深刻になっていると警告しています。

そうしたことを背景に、中学校の部活動のあり方を全国的に見直すべきだという声を受けて、ことし1月にスポーツ庁がガイドライン案を示しました。それによりますと、中学校での部活について、部活時間を長くとも平日2時間、休日3時間程度とし、また休養日を週2日以上設けるとしています。ガイドラインには法的な拘束力はありませんが、教育委員会や学校には対策が求められています。

本町の部活動の現場はどうなっているのか、問題点はないのか、改善策をどう講じているのか、見解を求めます。

2つ目、中学校の制服調達はどうなっているのか。

昨年11月、公正取引委員会が公立中学校の制服取引についての調査結果を発表し、価格を安くするための学校の取り組みについての提言をまとめました。その内容は、より安価で良

質な制服を購入できる対応を要望するとしています。2016年の制服取引実績は、全国平均で男子用が3万3,000円、女子用が3万2,000円で、どちらも割高になっていると公表をしています。その背景として、学校側が取引先の見直しや価格交渉をしたりする取り組みが少なかったとあります。

本町における指定制服及び運動着の取引の仕組みはどのようになっているか、それらが適正な価格になっているか伺います。

また、本町の中学校での制服、運動着について、経済的困窮家庭への支援はどのようになっているかもあわせて伺います。

3点目、本町におけるストレスチェックの現況は。

直近の国会でも長時間労働や裁量労働制を課題とした働き方改革が論議されました。それに先駆けて、2015年12月に改正労働安全衛生法が施行され、働き手のメンタルヘルスの不調を未然に防ぐために、ストレスチェック制度が導入されました。50人以上の事業所を対象に義務化され、2月で2年2カ月が経過しました。

さきの12月の本定例会においても一部質問等がありましたが、当役場におけるストレスチェックの現況はどうか、職場環境の改善にどう活用されているか伺います。職場レベル、個人レベルにおける高ストレス状態、職場環境の課題、有給休暇の取得状況、ストレスチェック受検率と、これら分析の結果に対する見解を求めます。

4つ目、雪対策の改善策を問う。

国土交通省は1月22日、豪雪地帯での効果的な除排雪体制の整備などを目的に、全国初のサテライトオフィスを山形市を拠点に開設しましたと報じられています。積雪量の多い地域の除排雪の現状と課題を把握して、安全策立案などにつなげることが狙いです。

本県全体がいわば豪雪地帯にあり、高齢者世帯などの除排雪作業が課題となっています。この冬は例年になく大雪となり、降雪費用も大きく膨らんでいます。そうした中、県内各地では雪対策をそれぞれに創意工夫を凝らして施行しています。有償ボランティアの間口除雪支援事業、大石田町、雪下ろし有償ボランティア、朝日町、庄内町、除雪車の現在地をインターネット上で公開し、作業の効率化を図るシステム、新庄市などが施行されています。

本県においても、冬の雪対策は改善していかなければならない最も大きな課題です。最近、本町における除雪を含む雪対策について改善していること及び計画していることがあるか伺います。

以上です。

○議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、部活動のあり方は正常かについてであります。部活動の位置づけにつきましては、学習指導要領において、部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと示されております。

また、同要領解説においては、各学校が部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要であると示されております。

以上を踏まえ、川西中学校では15種目21の部活動が設置されており、教員の指導体制としては、生徒指導部内に部活動指導係を置き、指導目標や指導方針等を示し、各部の顧問はこの方針に沿って指導に当たっているところであります。

平日の活動時間としましては、4月から10月までは2時間弱の活動、11月から3月までは1時間30分ほどの活動時間となっております。活動日につきましては、原則として平日の放課後と土曜日とする。毎週日曜日は原則として部活動停止とする。なお、大会、コンクール、試合などが近日にある場合については、校長の許可を得て実施するとしており、各顧問が計画し、活動しているところであります。この活動の基準につきましては、山形県中学校長会部活動に関する申し合わせ事項においても示されており、この内容は中学校から保護者にも周知しております。

指導体制につきましては、できる限り複数名の顧問を配置し、今年度は外部指導者として10人の方に技術指導をしていただいております。平成30年度におきましては、国・県の事業である平成30年度教職員働き方改革推進事業（仮称）により、部活動指導員の配置を希望しているところであり、事業が採択されれば、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上が図られるものと考えております。

現在、川西中学校の部活動の状況は、スポーツ庁が示したガイドライン案の内容に沿ったものであり、今後は国や県の動向、中学校の現状を踏まえて、子供たち、教職員にとってよりよい支援や改善策を講じていきたいと考えております。

次に、中学校の制服調達は正常かについてであります。現在の川西中学校の制服につきましては、平成23年度の川西中学校開校に向けて組織された新中学校開校準備委員会制服専門部会において、デザイン、価格等さまざまな視点からご協議いただき、制服業者からのプレゼンテーション、近隣市町の制服価格の把握等を行いながら現在のものが採用されたところでもあります。流通につきましても同委員会において協議され、制服組合を通して各生徒家庭が同組合事業者へ発注する仕組みとなっております。

制服の価格についてであります。男子はブレザー、夏用スラックス、冬用スラックス、ネクタイで税込み4万4,949円、女子はブレザー、夏用スカート、冬用スカート、リボンで税込み4万4,657円、運動着は男女共通で1万1,016円となっております。この価格につきましては、近隣市町との比較においても標準的なものと捉えているところであります。

また、経済的困窮家庭への支援についてであります。ひとり親家庭等の準要保護世帯に対して、就学援助費として新入学用品等購入費の支援を行っているところであります。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 続いて、私から神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本町におけるストレスチェックの現況はについてであります。平成26年6月の労働安全衛生法の一部改正により、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止や労働者自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的としたストレスチェック制度が導入され、本町においても平成28年度から事業所としてストレスチェックを実施しております。

本年度の実施状況としましては、臨時職員や嘱託職員を含む職員294人を対象とし、調査票に記入する方式で全員が受検し、検査結果では39人が高ストレス者と判定されました。高ストレス者の判定基準は、心身のストレス反応に関する項目で77点以上か、仕事ストレスの要因に関する項目と周囲のサポートに関する項目の合計点が76点以上、かつ心身のストレス反応に関する項目が63点以上の場合に高ストレス者と判定されます。当該職員に対しては、産業医の面接指導を受けるよう勧奨を行い、うち3人が面接指導を受けております。

加えて、事業所としても、面接指導の結果による産業医の意見に基づき、就業場所の変更や労働時間の短縮など、就業上の措置を講じる必要が生じることから、面接指導を受けた職員の所属長と情報共有を行いながら対応を図ることとし、必要と認める場合は、人事異動に

おける配慮や医療機関の受診勧奨を行っております。

また、ストレスチェックでは、職場全体の集団分析も行っており、平成28年、29年度とも総合健康リスクは全国平均より低い結果となっております。ストレスチェックの結果に基づき、産業医の意見を踏まえながら、衛生委員会において職場環境の改善に向けた検討を行っており、平成29年度には全職員を対象としたメンタルヘルス研修会を開催し、平成30年度からは、職員が産業医の健康相談を定期的に受けられる環境整備を図っていききたいと考えております。

一方、国の働き方改革においては、健康で働きやすい職場環境の整備のため長時間労働の是正が提唱されており、本町といたしましても、年次有給休暇の取得向上や時間外勤務の縮減に努めております。平成29年には国の休暇取得キャンペーンに合わせ、仕事休もっ化計画と題した呼びかけを夏と秋の2回実施しており、平成29年の年次有給休暇取得日数は年平均9.2日と、前年比0.6日増加しております。また、時間外勤務の縮減につきましては、毎週水曜日等に設定したノー残業デーに、定時退庁を呼びかける館内放送等を平成29年度から実施しておりますが、1月までの実績では、職員1人当たりの月平均は11.6時間と、前年度と同水準となっております。

事業所たる川西町役場として、健康で働きやすい職場環境の整備に向け取り組んでおりますが、メンタルヘルス不調により休暇を取得する職員が複数いることから、職員のメンタルケアや長時間労働の是正に向けた取り組みを継続、強化していくとともに、適正な人事配置や事務効率の向上と事務量の削減を図る取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、雪対策の改善策を問うについてであります。本町の雪対策につきましては、かわにし未来ビジョンにおいて、総合的な雪対策の充実を施策に掲げ、冬期間の安全で便利な生活が確保できるよう、道路の除排雪対策を初め、高齢者への除雪支援など総合的な雪対策を充実し、町と町民が一体となって雪に強いまちづくりを進めております。

道路除雪につきましては、町道延長532.06キロメートルに対し、歩道除雪や消雪道路を含めて285.7キロメートル、53.7%の除雪率を確保しております。

高齢者世帯等への支援につきましては、自力で除雪ができない高齢者等世帯に対し、除雪補助員を派遣するとともに、除雪に要する費用の一部を助成する高齢者等世帯雪下ろし等援助事業を実施しております。また、東日本大震災の被災者に対し、除雪に要する費用の一部を支援しております。

町と町民が一体となった取り組みといたしましては、自治会内の生活道の確保のため、機

械除雪作業を住民に依頼し、支払った費用の一部を助成する除雪アダプト推進事業を実施するとともに、地域内の自力で除雪の困難な世帯等に対する除雪作業や、生活圏域内に堆積した雪の排雪作業を推進する地域一斉除排雪等推進事業を実施しております。

このほか、所有者が不在で、雪等により倒壊の危険性がある空き家について、自治会等からの要請に応じ、町が除雪を肩がわりし、近隣住民の安全・安心の確保を図るなど、雪対策の充実に努めているところであります。

今後の課題といたしましては、高齢者世帯等の間口除雪が挙げられます。現状では限られた時間と除雪車での除雪作業となるため、沿道一軒一軒の出入り口の確保や、各家庭に合わせた作業は困難な状況にあります。このため、現在は各ご家庭やご近所で協力し合いながら除雪いただいております。一方、高齢者や障害をお持ちの方にとっては、間口に少しの雪が寄せられただけでも、自力での雪処理や家からの外出が困難なケースが生じております。この課題解決に向けましては、町だけではなく、事業者や地域の皆さんなどにも参画いただきながら、先進地での有償ボランティア活動などを参考に対策を検討していかなければならないと考えております。

この冬の豪雪、低温により、本町内におきましても除雪作業中の事故による人的被害を初め、建物や農業施設等に多くの被害を受けております。また、除雪費につきましては、補正対応により予算確保を図りましたが、この間の降雪等の状況から、再度の追加を検討しなければならない状況となっております。

議員ご指摘のとおり、豪雪地帯に暮らす私たちにとりましては、雪対策の充実は重要な課題と捉えておりますので、今後も先進事例等の情報収集に努めながら、充実を図っていききたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○5番 最初の質問です。

部活動のあり方は正常かというところでございますが、文部省は昨年4月に発表していますが、全国で、残業が80時間以上の過労死ライン、これに達する教員が小学校で34%、中学校で58%に上るとの調査結果を公表しています。最初申し上げましたように、スポーツ庁のガイドライン案では、休養日を週2日以上設けるというふうにしております。

それで、先ほどの町教育委員会教育長のご回答では、通常の活動時間は2時間弱の場合と、それから冬場は1時間30分、これは2時間未満でございますのでクリアしていると思うんで

すが、問題は土曜日ですね。活動日は平日の放課後と土曜日というふうにしています。毎週日曜日は基本的には活動停止。そうすると、これでいきますと1週間に1日だけですよ、日曜日だけ。そうすると、土曜日は基本的には活動日の中に入っていると。そうすると、スポーツ庁で言うところの週2日以上休養日を設けるというところで抵触すると思うんですが、この辺はどういうふうに、現状はどうなっていますか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 まず、スポーツ庁から出ましたこのガイドラインというのは、今のところ中間まとめということで、案というふうなことで、今、全国の教育委員会も含めまして、先生方から多くの意見をいただいているというところでございます。

川西町は山形県の中にありますので、山形県の中学校の校長先生方が集まりまして、山形県の中学校における部活動のあり方というものを毎年のように申し合わせをして、改善をして、見直しをして提示しておりまして、その案に沿った形で川西中学校も行っているというふうなことでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 そうしますと、現実的には、この週に2日休むということは守られているのかいないのか、この辺は現実はどうなんですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 現実には、先ほど申し上げましたように、週1、日曜日は休養というふうな形で今動いております。

○議長 神村建二君。

○5番 やはりスポーツ庁案では、やはり週に2日休むようにというような案を出しておりますので、これを追いかけ、各教育委員会にその辺の対策を求めるといふふうに報道されていきますので、その辺のところは、やはりこれから十分に踏み込んで検討していただきたいなということを要望いたします。

それで、ある調査では、部活動について、ある学校では暗黙の了解で、校長、教頭を除く全ての教員が顧問ないし副顧問になっているという事例があるとありますが、川西中学校では、先ほどの説明ですと15種21の部活動が設置されているということでございますが、この辺の全部の教員が何らかの形で部活動の顧問になっているのかと、その実態はどうなんでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 川西中学校におきましては、全教職員が何らかの部の顧問をする、全員でチーム学校として対応するというふうにしております。

○議長 神村建二君。

○5番 それは山形県全体の方針になっていらっしゃるんですか。先ほどの山形県全体で統一した方法でやっている。本町だけではなくて、ほかの県内の各学校もそういう形でやっているいらっしゃるんですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 全て調査しているわけではございませんが、知っている限りにおいては、全ての教職員が何らかの部活動の顧問というふうになりまして、一体で子供たちのため、生徒のための対応をしているというところでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 端的にお伺いしますが、部活動は職務ではないというふうに考えます。したがって強制はできないと判断されますが、この解釈で間違いはないでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 部活動は職務でないというふうなところでございますが、文部科学省の中央教育審議会というところがありまして、働き方改革、1年以上いろいろ国ももんでおりますが、教員のほうももんでおりまして、学校ですべきものであるとは考えておりますけれども、それを教員だけが担うというふうなことではないのではないかという意見もございますが、今のところは学校の中での活動というふうに部活動は捉えられておりますし、先ほど学習指導要領の話も申し上げましたけれども、学習指導要領にもこんなふうにやってくださいというふうに書いてありますので、完全に職務でないというふうにも言い切れないというふうなところもありまして、今、国では議論がなされているところかと、そんなふうに思っております。

○議長 神村建二君。

○5番 今、全国的にそういうふうな中学校の部活動の顧問のあり方について課題がありまして、国もいろいろ調査したり検討したりしているわけでございますが、県のほうでも、その辺の今年度の予算措置として、学校の顧問の人数について、できるだけ負担をかけないようにというような配慮のもとに、県予算として5,990万円が予算措置をしております。これはスポーツクラブの指導員を置くための人件費の補助だというふうにしてありますので、川西中学校におきましても、そういった有効な予算を県のほうに申請をして、そして、できるだけ今の現状の教員の負担を減らすというような方向に持っていかなければならないというふう

うにと思いますが、この県の予算措置に対するアクションというのは何かおやりになっていま
すか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 答弁でもお話ししましたけれども、部活動の指導員というふうなことで、ことしか
ら、これは文部科学省の事業でありまして、また国の予算が通っていない中でありますので、
全く動いていないところがございますが、それを受けて、山形県でもそういうふうな動きを
するというふうなことでありまして、昨年の秋口に希望するかしないかというふうなことが
ありまして、我々のほうでは手を挙げたということでございます。

どのぐらいの人数が配置されてくるのか、国から予算が来るのかなんていうふうなことも
ありまして、皆目見えないところもあるわけでありまして、今のところはそういうふ
うな動きであります。

○議長 神村建二君。

○5番 いずれにしても、部活動について、教員絡みじゃなくて、学校なり生徒なり保護者な
り、そういった教職員を含めて正しい部活動というのは何かと、人数も含めて議論を深めて
いくということを要望いたします。何かそれについて見解。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 部活動につきましてはなかなか難しいところがございます。たくさんの課題がある
わけであります。

例えば今回、平昌のオリンピック、冬季オリンピックがありましたけれども、フィギュア
スケートで活躍されたザギトワさんとか、あるいは卓球で張本さんというのがおりますね、
日本一をとりました。それから藤井聡太君、将棋、大体15歳なんです。ですから、才能ある
子供、児童を探す。山形県にもドリームキッズというのがやって、小学校から筋肉がどうい
うふうに発達しているかなんていうふうなところも見ています。逸材を探すと、そ
ういうふうなことになっておりまして、国のスポーツの振興なんていうふうなことを考えれ
ば、これは中学校の部活動というふうなことに非常にリンクしていますので、ただ単に子供
たちの活動を少なくすればいいというものでもない。

ただ、今問題になっているのは、教職員の働き方の過剰なところがいろいろ出てきている
ので、そこをどういうふうにバランスよくやっていくのか。しかも、部活動はかつて学校が
荒れたときに、部活動で正常化を図ってきたというふうな経緯もございまして、部活動は心
の、あるいは態度とか習慣とか、そういったところと非常にかかわり合い、子供の日常生活

の中で非常に重要なところとリンクしておりますので、その辺をどういうふうにする分けをしながら、正常な形というんですか、一口で言うと教育の目的、人格の完成にありますので、そこを目指すかというふうなところについてしまうということでもありますので、今後ともこの問題については、結論はそう簡単に出ないと思うんですが、しっかり見守りながら、バランスよく進めていかなければならないなと思っている次第でございます。

○議長 神村建二君。

○5番 いろいろと正しい部活動についてのご意見いただきましてありがとうございます。

いずれにしても、やはり教員のそういう負担とか、バランスのとれた教育行政というものが望まれますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の中学校の制服の件でございますが、我々中学生のころ、昔になりますけれども、制服なんてなかったわけです。今、最初から制服着ていらっしゃる、お子さん全部制服なんです、これはどのような規則があつて制服になっているんですか。規則はないんですか。制服を着ているという、何事において制服が川西中学校で制服になっているのか、その根拠は何ですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 恐らく根拠なるものはないかと思うんです。今、全国で話題になっているのは、銀座にある小学校で制服をどうするというふうな話で、非常にブランド品のものを使うかどうかというふうなことになっているわけでありまして、根拠といえば、学校教育法の28条に、校長は公務をつかさどるというのがありますので、学校経営について全てを校長判断、校長裁量のところでやっていくというふうなところが根拠だろうと思います。

学生服というのは、ただ単に学校に行ったときに着るだけではなくて、例えば冠婚葬祭のときも着るわけでありまして、戦後間もないころは厳しかったんでしょうけれども、今は美的とか感性とか、そんなふうなところを追求すればするほど、格好いいとかかわいいとか、そういうふうな制服、制服に憧れるなんていうふうなところまでいくんだらうと、そんなふうに思っておりまして、そこら辺のところは、やはりどういうふうなものがいいのかとか、その根拠はなんていうふうに言われるとなかなか難しいんでありますが、その学校のプライドというか、そういったものを求めていくと、帰属意識というものを求めていくと、そういうふうなところなのかなと思っています。

○議長 神村建二君。

○5番 やはりルールはないんですね。だから、学校によっては私服でいいよというところも

出てきてもおかしくないと思います。

問題は、やはり最初の質問で言いましたように価格の問題なんです。今おっしゃった東京のある中央区立の小学校、ここで校長の判断ですよ。校長が判断して4万円以上もするイタリアの高級ブランドを標準服に導入したと。4万円だけれども、全部何だかんだそろえると8万円以上になると。ということで、今非常に保護者から経済的負担が多いというようなことで問題になっています。大きく報道もされました。

それは、導入の過程でPTAとか、それから保護者、関係者、そういうところに何も議論が尽くされないままに、校長単独で決断したところに大きなミスがあるわけなんですけれども、川西中学校の場合は、男子は4万4,940円、女子が4万4,657円というご回答なんですけれども、これは近隣の市町村と比較しても標準的だというようなことなんですけれども、国の、要するに公正取引委員会で言っているのは、全国平均で男子が3万3,000円、女子が3万2,000円、川西の場合は川西中学校は1万円ぐらい高いわけですよ。3万3,000円でも高いよというふうに公正取引委員会は言っているということなんですけれども、これは、やはり導入してから7年ぐらいたっているわけですね。それがずっと価格の見直しなどが行ってこなかったのかどうか、その辺のことをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 価格については標準だろうと、そんなふうに思っております、一口で言いますと、学生服には夏ズボンと冬ズボンなんていうのがあるのかどうかというのは、こちらだとあるんでしょうけれども、南のほうに行くとなないのかななんて思っている。

川西中学校ができるときのその経緯について、うちの課長がそのときはよくご存じですので、説明をさせますので、適正になされているということをご理解いただければと思います。

○議長 緒形教育総務課長。

○教育総務課長 私のほうから説明させていただきますが、平成23年度に川西中学校が開校したわけですが、前段、教育長の答弁にもありましたように、開校準備期間の制服専門部会という部会の中で、PTAの会員だったり教職員、地域の方々にいろいろ入っていただきながら、制服の選定作業をしていただいた経過があるというふうにお聞きしているところであります。

その際、複数のメーカーさんから提案をいただきながら、こちらでプレゼンをしていただきながら、制服専門部会の中で価格の面やら、今後継続してその制服が納入できるかといった点も踏まえながら検討をいただきながら、現在のものが採用されたというふうに認識して

いるものでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 いろいろ説明をいただきましたけれども、いずれにしても全国的に高いと。義務教育でそのぐらい要求するのは高いですよということを言われていますので、ひとつ価格交渉なり、それからメーカーの、あるいは業者の選定なりをちょっと見直しをしていただいて、保護者の立場に立って、適正な価格とはどういうものかということを考えていただきたいというふうに思います。ゆめゆめ校長だけに任せておくというようなことにはならないようお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

本町におけるストレスチェックの現況でございますが、厚生労働省の昨年、2017年7月の調査によりますと、ストレスチェックの提出が義務づけられた事業所のうち、報告書を提出したのは83%であったと。制度自体は広く知られているんですが、中央労働災害防止協会というところの判断では、十分に活用されていないというふうに指摘しています。

本町では、ストレスチェックは去年あたりからやっていらっしゃるということなんですが、おとしですか、27年、28年、その効果についてどういうふうに評価されていらっしゃいますか。効果、やった結果、効果あるねというように。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ストレスチェックにつきましては、答弁でも書かせていただきましたが、労働者のメンタルヘルスの不調の未然防止や、労働者自身、個々人のストレスへの気づきを促すとか気づかせるため、そういったため、それから、ストレスの原因となる職場環境の改善などにもつなげることを目的としてということが明確になってございますので、そのような観点でストレスチェックを行ってございます。

○議長 神村建二君。

○5番 平成28年度からやっているんですね。余り歴史がないわけでございますけれども、やってみて、現状を鑑みて、課題というのは何か出てきていますか。要するに課題、ストレスチェック制度の導入した結果の課題というのは何ですか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ストレスチェックにつきましては、設問項目が約60項目弱でございます。それに対して該当するかしないかという自己申告制での回答のスタイルになるのですが、自分がそういったストレスを抱えるということを知られたくないというようなことで、恣意的にその回

答をひどくならないようにというような思いを持って書くケースなどもあるかと思いますが。ただ、そういったことを作為的にやると、逆にそういった傾向があるよというようなことの判断も、結果としては逆に出てまいりまして、あくまで自己申告制ではあるので、その精度といった部分、今やっているストレスチェックは簡易的な診断なものですから、深みを求めるにはまだまだ不十分な点はあろうかと思いますが、本町で取り入れておりますストレスチェックの方式につきましては、全国的な標準的な検査をやっておるところでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 現状ちょっと課題については余りはっきりわからなかったんですが、先ほど言ったストレスチェックの目的、課長おっしゃったように2つ目的があるんですね。一つは、働き手一人一人が自分のストレス状態に気づき、みずから心理的負担を取り除くよう心がけること。そしてメンタルの不調を未然に防ぐ、これが一つ。それからもう一つは、強いストレスがかかる職場になっていないかどうかを職場ごとに分析し、高ストレス状態にある集団には対策をとるように期待されている。この2つなんです。

ですから、こういう目的を十分に認識しながらこの制度を活用して、本町役場が健康的で快適な職場であることを期待いたします。

次に、最後の雪対策の改善でございますが、質問の中でいろいろと他市町村のいわゆる雪に対する改善策というのを申し述べましたが、やはりいろいろな知恵を出して除排雪をやっているということがすごくわかります。

それで、回答の中の最後のところですかね、いわゆる課題ですね、課題が高齢者世帯等の間口除雪が挙げられると。川西町の除排雪の当面の課題としては間口除雪が挙げられますということで、それについていろいろと、いろいろなところから協力を得て、自治会とか有償ボランティアとか、そういったところの人たちの力を得て、その間口の除雪をやっていきたいというようなご回答だったと思うんですが、今現在、そういったことも大事なんです、いわゆるGPSを使って、これ寒河江市の例なんです、除雪車の全車両に、市が業者に貸与するGPS搭載スマホというのがありまして、それを運転席に置いていただいて、そしてそのスマホの画面で、普通は走行中だ、間口の除雪が必要なところに来ると、重点除雪箇所だと、気をつけて作業をしてくださいという表示が変わると。そうすると、オペレーターは速度を落として、ブレードの角度をコントロールしながらそこを間口のところをおっつけながらかいていくと。そういうようなシステムがあるということで、実際に採用してやってい

るわけです。

GPSをこの利用した除排雪については、そのシステムがいわゆる有料で、買わなくては
いけないんです。そのシステムの開発というのはNDソフトと、それから山形市のYCCと
いうところでシステムを開発してやっているということでございますので、これいろいろな、
高畠町とか小国町とか庄内町とかいろいろ利用しておりますので、川西町も、初期投資はち
よっとかかりますけれども、そういったものを利用して、そうすると事務作業が、タコメー
ターで一々チェックしながらやるという作業も減りますし、すぐに除雪費が出てくるんだそ
うです。だから、そういったことを検討されて、間口の除排雪もやっていただきたいなとい
うふうに考えるわけです。

人口減少がとまらないわけですけれども、こういった雪のために本町を離れていくという
ようなことがないように、雪が降っても踏みとどまれる生活環境、こういうものをつくって
いくということが必要でございますので、ひとつそういったところに注力をしてお願いした
いということで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後3時といたします。

(午後 2時49分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

○議長 第5順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

1番伊藤寿郎君。

第5順位、伊藤寿郎君。

(1番 伊藤寿郎君 登壇)

○1番 議長へ通告のとおり一般質問を行います。

1つ目は、若者に居場所を提供できる商店街について、2つ目は、公共施設の再生とまち
づくりについて質問いたします。

1つ目の若者に居場所を提供できる商店街についてお聞きします。

総務省が昨年、2017年3月に発表した田園回帰に関する調査研究中間報告書によれば、農

山漁村地域に移住する上で必要な条件として最も多いのは、生活が維持できる仕事（収入）があること、全体の55.8%を占めている。移住者や定住者獲得で苦戦しているのは川西町だけではなく、都市部から過疎地域への移住者は、過疎地域への移住者のうち都市部からの移住者について見ると、2000年国勢調査では約38万人だったものが、2010年には約27万人と約11万人の減少となっており、さらに、傾向としては東日本より西日本への移住が増加している。震災の影響や冬期の厳しい自然環境も東北地方にとっては不利な条件だ。

当町においては移住・定住促進プロジェクトの取り組みで、1月27日、28日、移住体験ツアー「山形かわにしで学ぶ大人のインターンシップ」が開催、空き家・空き店舗見学ツアーと称し、実際に住むところや開業したところを見てもらおうという試みで、同時に、空き家や空き店舗を借りている移住者や開業者を訪ねて直接その体験を聞くなどの先進的な取り組みである。このような体験型ツアーからの移住者増加を今後どのように展開するかをお尋ねします。

また、近年、2015年の国勢調査では、20歳代から30歳代の若者層の地方移住が、わずかであるが増加傾向を見せており、コミュニティを主要な場とするコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスという新しいビジネスが普及しつつもある報告もあります。

町長は、若者たちが商店街でさまざまなビジネスを起こすことにどのような支援をお考えでしょうか。

最後に、商店街活性化に結びつくような朝市サミット等のイベント開催にどう考えておられるかお聞きします。

続きまして、2つ目は、公共施設の再生とまちづくりについてお聞きします。

町内に存する公共施設の多くは、老朽化が進み、更新が必要な時期を迎えております。公共施設は住民一人一人の暮らしを支え豊かにする自治体の貴重な財産であります。東日本大震災では、住民が避難した建物が津波で流されたケースもあった。安全・安心な施設であるかどうかは最も重要なチェックポイントでもあります。

公共施設は町の中に点在していることが多く、地域によっては公民館や学校がまちづくりの拠点になっているところも多い。誰もが末永く住み続けたいような町を目指す大きな計画の中、多くの自治体で人口の減少は避けられないとして、そこに暮らす人たちの生活の質を高めるようなまちづくりが重要であると思われまます。

公共施設の再生には住民の理解と協力が欠かせません。これを成功させるには、地域の合意がいかにか形成されるにかにかかっているといたっても過言ではありません。こうした住民の暮

らしに直結するテーマでは、行政の積極的な情報開示が重要であります。また、次の世代に質の高い施設や設備と、それぞれの地域にふさわしいマネジメントの方法を資産として引き継いでいただきたい。

今後の維持管理に係る費用について、国土交通省がまとめた社会資本の将来の維持管理、更新費の推計「国土交通白書2016」では、2033年には約4.6兆から5.5兆円と、2013年の1.3倍から1.5倍に膨れる。ただ、これは同省が所管する道路、下水道など社会資本10分野で、国、自治体などが管理しているものだけを対象としている。他省庁の所管分は含まれておらず、現段階では全体像が把握されていない。

一方、財務省によると、2017年度末の国、地方の長期財務残高は1,093兆円で、1998年度末の1.98倍に膨れ上がる見通しである。

日本の人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の低位（出生、死亡とも）、低位の推計では約100年後の2115年には3,693万人に減少する。この時点で、70歳以上の人口は総人口の70.5%に達すると推計している。総人口、とりわけ生産年齢人口が減少する将来に過度の負担を残さずに、同時に世代間の負担の公平性を確保して、資産と持続可能な行財政運営のバランスをとることに町長のお考えをお聞きします。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、若者に居場所を提供できる商店街についての1点目、移住体験ツアーの今後の展開と見込みはについてであります。議員からご指摘ありました移住体験ツアーの空き家・空き店舗見学ツアーは、ことし1月27日、28日の2日間、官民で組織する中間支援団体やまがた里の暮らし推進機構が実施したものであります。

これまではどちらかといえば、雪国を楽しんでもらいながら移住・定住の動機づくりとするものでしたが、今年度は空き家バンクに登録している空き家の見学や、移住者、起業者などとの情報交換などを中心にカリキュラムを設定しております。そのため、参加者は3人と少数でありましたが、川西町に移住や起業する場合のイメージが具体的にわかる内容であったことで、参加者からは好評を得られたところであります。

町では、このほかにもさまざまな形で移住・定住を目的とした体験ツアーを実施してきま

したが、参加者は移住先を決めていない段階の方がほとんどであり、しかも、ツアー後すぐに移住・定住した例は現在のところありません。そのような状況下、これまでの経験を踏まえ、移住体験ツアーの実施で大切にしていることは、もう一度ツアーに参加したい、町に行ってみたくてと思っていただく内容にすることだと考えております。そのためには、起業者や魅力的な町民、移住者との意見交換等の場面を多く設け、あの人にまた会いたい、あの人のように移住してみたいと感じていただくツアーにしていきたいと思っております。

さて、国では今、関係人口というものを注目しております。これは田園回帰を唱えた明治大学農学部の小田切徳美教授らによって、全国的な少子高齢化、地方の人口減少を背景に、新たな地方の取り組みとして提唱されたものであります。これまでは、全国の自治体は都市住民に対し、定住人口を確保するため、いきなり移住・定住を呼びかけてきたところですが、移住・定住を決意するには、かかわり方に段階があるという発想で、最初の無関心の状態から、その地域を知り、応援したり訪れたりして、移住せずに地域を応援する人々となり、こうした地域とかかわる人々を関係人口と位置づけしております。その中にはいずれ移住・定住する人々が含まれているものとして、地方における移住・定住の新たな方策として注目されています。

かわにし未来ビジョン、川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、町では川西ファン、準町民の拡大を施策として掲げておりますが、これはまさに関係人口の発想に相通ずるものであり、関係人口に対し大いに注目し、調査研究を進めているところであります。

体験ツアーにつきましても、町とかかわる動機づけの事業として位置づけ、今後も内容を充実させていきたいと思っております。昨年は大手食品メーカーによる農業体験ツアーや、都内美術館によるスケッチツアーなどが町内で実施されておりましたが、本町の持つ地域資源、人財の魅力、そして受け入れ態勢が評価され、ことしも実施が計画されているところであり、また来てもらいたい取り組みが着実に芽吹いているものと認識しております。

2点目のコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスを起こす支援はについてであります。ソーシャルビジネス、あるいはコミュニティビジネスにつきましても、地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取り組みと捉えております。

現在、本町の支援策としましては、産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的とし、町が商工会及び地域金融機関と連携して、平成28年1月に認定を受けた創業支援事業計画に基づき創業支援事業を展開しております。具体的には、ワンストップ相談窓口の設置、支援事業者による個別相談の実施、創業セミナーの開催、創業に係る経費の一部を

助成する等の支援を行っております。

また、町では平成28年度から、地区活動の中で稼ぐ事業の創出、実施に対しても支援しておりますが、地域では地域資源を活用した特産品等の開発に取り組み、森のマルシェなどに出品するなど商品化が進んでおります。さらには、既に地区独自での産直市の運営、農作物の安定的な流通、都市部との交流を通じた物産販売など、自主自立の地域づくり活動の中で、コミュニティビジネスは着実に進展しているものと認識しております。

今後も地域におけるコミュニティビジネスやソーシャルビジネスは、協働のまちづくりの実現に向けて大変重要であると認識しており、支援の継続や充実を図っていきたいと思っております。

3点目の朝市サミットについてであります。商店街活性化に向けた取り組みにつきましては、春には町なか回遊を行う子どもフェスタ、まちなかクイズラリー、初夏にはさなぶりまつり、秋には産業フェアと合同開催の駅前ほこ天、冬には春待ち市と、四季を通じ学校、地域、商店街関係者が一堂に会するとともに、町外からも多くの出店参加をいただくなど地域間交流も図られております。これらの事業には子供から高齢者の方々まで幅広く参加いただいております。これらの事業には子供から高齢者の方々まで幅広く参加いただいております。

また、平成19年度より開催しておりますこまつ市につきましては、実行委員会の皆さんを中心に、5月から11月の第2土曜日に、朝食が食べられる朝市として開催いただいております。しかし、現在では参加者も出荷者も減少傾向にあり、開催内容のマンネリ化や構成メンバーの高齢化等の課題が生じつつあることから、次年度以降は課題の解消と活性化に向けて、地域や事業者との一体的な取り組みへ改善していく必要があると考えております。

一方、置賜管内においても各市町で朝市が開催されており、それぞれ農産物や加工品などの販売が行われるなど、朝市を活用した地域活性化が図られているものと考えております。

議員からご質問いただきました朝市サミット等イベント開催につきましては、サミットを通じた地域内外の交流や情報発信による地域活性化の有効な手段の一つと考えられますが、朝市は地域に密着していることが魅力となっているところであります。

また、置賜管内のそれぞれの朝市との連携に関しましては、各実施主体相互の関係が希薄であり、情報も少ないのが実情となっております。今後は各実施主体の把握と情報収集に努め、相互交流の可能性について検討していきたいと思っております。

次に、公共施設の再生とまちづくりについての1点目、公共施設を町民が長期にわたり安

全・安心に利用できるかについてであります。公共施設は住民福祉の向上を図るために設置した施設であり、体育、教育、文化、社会福祉、公営企業等、それぞれに大切な役割を持っております。少子高齢化や人口減少が進む中、公共施設の利用需要が変化していくことが想定されるとともに、住民ニーズの多様化や社会情勢の変化等により、公共施設に求められる機能等も変化していくものと考えられます。

そのような中、本町におきましては、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定、施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、施設等を取り巻く環境に対応する機能保持に努めるなど、町民の皆さんが安全・安心にご利用いただける環境を整備するものであります。

2点目の公共施設の再生をまちづくりの一環と捉えているかについてであります。議員ご指摘のとおり、交流センターや学校がまちづくりの拠点となっていることが多く、公共施設の大切な役割と認識しております。

本町におきましては、平成21年度から、それまでの地区公民館を地区交流センターに移行いたしました。社会教育の柱を取り払い、地域で活動、生活されているさまざまな人々が一堂に会し、地域全体の課題解決に向けて活動できる体制を整備したものであります。現在では、町内各地区の取り組みが全国で高い評価を得るまでに発展し、地域づくりの拠点となっております。今後とも交流センターや学校等がまちづくりに寄与できるよう管理してまいります。

3点目の公共施設やそのマネジメントを住民にわかりやすく説明しているかについてであります。公共施設等総合管理計画策定の目的といたしましては、議会や住民の皆さんとの情報及び現状認識の共有が挙げられます。

本町におきましては、平成28年3月に当計画を策定し、内容を議会へご報告申し上げるとともに、ホームページにおいて広く周知を図っております。また、計画に基づく取り組み状況や変更等につきましても議会へ報告することとしているとともに、施設の再配置計画等を実行する際には、事前に住民の皆さんなどとの協議を行うこととしております。該当する事案が発生した場合は、地元の皆さんや利用者の皆さんとの協議の場を設定し、その意向を十分踏まえた上で対応を検討してまいります。

4点目の次世代によりよい資産を引き継げるかについてであります。公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、少子高齢化や人口減少等により、公共施設等の利用需要の変化や求められる機能の変化が予想されることを踏まえ、公共施設等の最適な配置に向

けた検討が求められてまいりました。

本町におきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の最適な配置の実現を目指してまいります。

5点目の持続可能な行財政運営を図れるかについてであります。公共施設等総合管理計画における将来の更新費用の推計では、本町が保有する公共施設及びインフラの今後40年間に係る修繕、更新費用の総額は760億2,000万円に達し、1年当たりの平均整備額は19億円と推計されております。この金額は今後の投資的経費額の見込み額の6億円を大きく超えております。

一方、人口の見通しにつきましては、さきの12月議会において議員からのご質問にお答え申し上げたとおり、国全体で人口が減少する今、本町の人口減少も避けては通れないものと考えておりますが、今後も安定したまちづくりを継続していくためには、バランスのとれた人口構造、規模を確保することが重要でありますので、川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略、かわにし未来ビジョンに掲げた各種施策を確実に実行し、総合戦略に掲げた2040年、平成52年の定住目標人口1万2,000人の達成を目指しております。

人口減少が避けて通れない今、計画的な公共施設等の維持管理を図り、健全財政を確保していくことが重要な課題であり、このことが公共施設等総合管理計画の策定を求められた経過と認識しております。

本町といたしましては、当計画に基づき、施設の統廃合や長寿命化などを計画的に行いながら、公共施設等の最適な配置の実現を目指すとともに、有利な補助金や起債等、財源確保策の研究をあわせて行い、財政負担の軽減、平準化を図ってまいります。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 私からは、1番の①の移住体験ツアーの今後の展開の質問をしたいと思います。

このたびの空き家・空き店舗見学ツアーを実施するに当たり、大雪の中、ツアーを主催されたやまがた里の暮らし推進機構関係各位とアドバイザーの中村先生に御礼を申し上げるとともに、敬意を表したいと思います。と申しますのも、移住・定住、特にこの雪のある生活を体験してこそ川西へ移住するかどうかを決める判断材料の一つになるのを、あえて実行してくださいました。実際、私の住む吉島においても、除雪の生活になれなく、定住を諦めたというケースもあったとお聞きします。

日本にはさまざまな生活条件がその土地ごとにあるわけなので、雪があっても、待ち遠し

い、うれしい春が待っているのを知っていただき、四季折々の景色を感じられる川西のよさを感じてほしいと願い、より多くの移住がふえることを切に願います。引き続き展開のあるツアーになることを期待しております。

町長の答弁の中にも、川西ファンの拡大と、また川西へ来てもらいたい気持ちがあらわれているところですが、特に移住者の半数が仕事、なりわいを求めることを第一に考えられているわけですが、仕事や雇用に関して、移住者とのマッチングを図れるのかどうか、また方策はあるのかどうか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 一つの事例になるわけでありませけれども、地域おこし協力隊の隊員活動が終了して町内に定住するという考え方、考えて取り組んでいただいている方を見ますと、1つのなりわいだけでは完結しないで、2つ、3つといろいろな活動をしながら総収入を得るというような考え方で、私たちも大変感謝しているんですが、冬の除雪作業に従事されながら、冬仕事をしているということもあります。

そういう意味では、こちらに定住されようとする方々がフルタイムで企業に雇用されるという考え方だけではなくて、みずから業を起こすということとあわせて、さまざまなものにチャレンジしながら総所得を上げていくというような考え方に立たれる方が多いのかなと。価値観がそのような方向に行っているのかなというふうに思います。

私たちお世話になっております小田切先生も、なりわいプラスXといいますか、さまざまなものにチャレンジしながら総所得を上げていくということでの創業を支援していくというようなことが課題ではないのかというお話をいただいております。

域内では求人が足りないといいますか、求人しても人が集まらないという状況もございますので、移住・定住を目指す方々との価値観とのずれも当然ありますから、そういったもののマッチングといいますか、すり合わせなどについてもサポートする必要があるのかなというふうに考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

そのマッチングとそのなりわい、移住者の展開がうまくこれから展開が図れることを切に願いたいと思います。

町長の、川西町のこの人のよさ、温かさ、すばらしさを知っていただくことをモットーに、移住・定住者の確保、増幅を考えられていることを答弁書なりお話でお聞きしております。

私もその点に関しては大賛成でございます。

ここまで人のことを考えてくれている中で、この温かい気持ちでこういった取り組みをされているというのを、ぜひ人気のある、例えば日曜日の夕方になりますと、最近移住・定住に関する番組がありまして、あれを見ると、ああ、じゃ、第二の人生はとか、次はああいうところでやってみたいなというふうな感想も僕受けるんですけども、そういったテレビ番組、メディアに取り上げられるなど、より効果があると思われませんが、このような有効な情報発信について、今後どういうふうにお考えなのか教えてください。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまのメディアの取り上げられ方、これちょっとご説明申し上げたいと思います。

これまでも、豆に関することでございますが、JR東日本に入ってくる「トランヴェール」という雑誌、これは全国60万部ほど発行されていますが、これに取り上げられた、これがきっかけで移住・定住の取り組み、これは本町に大変注目をいただきまして、そのほか「ソトコト」という雑誌とか、あと「移住田舎暮らし」、これのほうでも、とりわけ地域おこし協力隊、あとは施設農家等々を含めまして、元気な若者をターゲットとしていただいて取り上げていただきました。

さらには、豆の展示会のほうも、この辺の総合的な取り組みが受けまして、昨年12月に行ったんですが、東京都内の地下鉄、こちらのほうの地下鉄構内全てに本町のイベントが取り上げられると、全て無償で取り上げていただいたところでもございまして、実際やっていただけた成果がメディアでも注目いただいておりますので、今後もその辺で、さらにパワーアップさせながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

町外の発信もしかりなんですけれども、町内でもそういった情報発信がされているということをお漏れなくわかっていただけるようなことにもお願いしたいと思います。

続きましては、答弁書の中に、若者ビジネスの支援をどうお考えかとお聞きしたところには、私は近年、この川西の空き店舗がございまして、空き店舗を利用して起業された2件のケースをもとに、今後少しずつではありますが、私の周りでも起業したい仲間が数名ほどおります。いずれも今店舗を探す人もいれば、資金的にあと一、二年という方もおられます。

町では川西町創業促進補助金、中小企業チャレンジ支援事業補助金、創業支援事業ということで、そういった制度をとられておりますが、仕事で自営業として新しい道を歩み出すわけですので、このビジネスのノウハウと後押しをするようなプログラムを考え、商店街の空き店舗を使ってそれを実現するように、スピーディーに実現できる工夫や規制緩和などの対策をどういうふうにお考えなのか教えてください。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいまの支援の関係でございますが、新しく事業展開したい、あるいは店舗を持ちたいという方に対しましては、創業セミナーと申しますか、いろいろな事業、あるいは店舗を運営するための準備段階としてセミナーを開催しているところでございまして、そのようなものを利用させていただきながら、まず準備段階に入らせていただくということでございます。

また、その後でございますが、本町産業振興課内、それから商工会にワンストップの相談窓口が常時開設しておりますので、具体的な内容についてのご相談をしていただければなどというふうに思っているところでございます。

なお、創業の支援の補助金、あるいは融資に対します利子補給ですとか、そういう支援策も取りそろえておりますので、具体的にご相談をいただければ大変ありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 課長、その創業セミナーの回数であったり、参加人数がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 創業セミナー、29年度につきましては2月2日に開催をしたところでございます。このセミナーにつきましては、商工会が主催でございますので、本年度3月中にやるというようなお話を聞いておりますが、まだ開催の日程はちょっと伺っておらない状況でございます。

昨年度のこの創業セミナーに受講された方につきましては、本町からは11名というふうに記憶をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。今後も引き続き、その創業セミナーの参加人数もふえるよう

な展開でよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後、商店街の居場所を提供する商店街という捉え方で、まちづくりの戦略として商店街の果たす役割として、もちろん地元からもそうなんですけれども、地元の商業高校、工業高校生や専門学校の卒業生を雇用するなどがとてもこれからは重要だと思われますが、いかがお考えですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 子供、学校教育を終えた人たちがこの地域や町に定着するということは最重要な課題だというふうに捉えます。移住・定住で呼び込むということも大事なんですすが、この町で育った子供たちがこの町で生活を新しくつくっていくという意味では、雇用の場、働く場をつくっていくということが大切なことでもありますし、町内にある空き店舗という言い方なんですけれども、今活用されていない施設などについては、本当にもったいないところがございますので、そこに新しい形で事業が起こされれば、また地域や町の雰囲気も変わってくるというように思っています。

今紹介された創業されたお二方の若いエネルギーを感じますと、本当に頑張っているなど、みんなで応援していかなければいけないなというような思いをするわけでありまして、町内に残っていただく方、もしくは町内で事業を起こされる方については、しっかり支援をしていただきたいなと思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

先ほどの奥村課長にお答えいただいた質問とちょっと似通うとこともありますが、この商店街の今経営なさっている店主、もちろんもう何十年と店を経営されて、その商店街というか商業に関してはエキスパートの方だと思うんですけれども、そちらの方を講師としたような、商業等の活性化支援事業の一環で、研修とか企業を实地体験するような研修事業などを考えてみてはどうかというふうに私は思うんですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 やはりプロで、例えばお菓子屋さんとかプロで製造されているもの、自分はこんなことをやりたいなといつても、やはりある程度の仕込みといいますか、スキルを上げていかなければ、独立するというのはなかなか難しいわけでありまして、そういった意欲のある方が学びの場を提供いただけるという事業者さんがございましたら、それをつないでいくということも行政の役割なのかなというように思ひます。

そういう意味では、今提案いただいた内容なども含めて、町の事業として事業化できないか、検討させていただきたいなというふうに思っております。

もう一つ課題になっているのは、今事業をされている事業者さんの事業承継の問題です。代がわり、もう自分の代でいっぱいいっぱい、あとは店を閉めちゃうよという、そんな寂しい話もお聞きすることがあります。やはりいい商品、いいサービスを提供されている事業者さんが、自分の事業を承継して、やはり次の人材を確保していくというようなこともやはり大事な課題だなというふうに捉えているところでありまして、今後地域の活性化を図るためには、そういった事業者さんの課題などについてももしっかり受けとめていかなければいけないというふうに思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 町長、そちらの店主さんの、もし代がわりで後継者の方がいらっしゃらなかったら、身内ではなくてもお店を間貸ししてもいいよという方だったりとか、新しく後継者になるような方を、もしそういうご希望があれば、それに応えて、なるべくうちの店をやってくださいというようなお話だったりとか、そういった検討のほうは進められているのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 これは本町内だけではなくて全国的な課題であります。中小事業者さんの事業承継については、例えば家族でやっていらっしゃるものの資産を誰が相続するかというようなことでもありまして、いろいろ税制上の問題なども課題もございまして、なかなか進まないということでもあります。法人組織とか会社組織であれば、経営者がかわっていくというのはその責任の所在が明確でありますけれども、やはり個人の資産をどうやって承継していくかということについては、商工会の中でも今勉強会がスタートしているところでもございまして、これから整備していかなければいけない大きな課題として受けとめているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 なるべくこれから先もずっと継承できるような商店街であることを願いたいと思います。

続きまして、朝市サミットについて3番目にお聞きしております。

平成27年度5月策定の川西町中心市街地活性化基本計画アクションプランでは、答弁の中にもありましたように、市街地の多様な資源を活用し、町なかに人を呼び込み、交流を拡大するための工夫が求められていると記載もされておりますし、当町では、私なりにはもう県内最大級と自負する朝市こまつ市が毎年にごやかに開催されているものと思っております。

平成29年度出店者数28店舗、来場者数1,656名を迎え、年々中心地の活性化に結びついていっていると思います。このにぎやかさをさらに町外、県外の出店者も交え、一大イベントにするような名物イベントにしてみたいとは思いますが、先ほど町長の答弁もありましたけれども、なるべくここをどんどんこういった活性化を広げて、地元のにぎわいを広げていきたいなどという思いがあるんですけども、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 朝市のお話でございまして、29年度につきましては、先ほど議員のおっしゃいましたとおり1,600人の入場者をいただいたところでございます。前年度の28年度につきましては2,300人、そして、出店舗数といいますか、平均で22店舗ということで、大分去年は店舗数が減少したということで、それに伴って入場者数も減ったということが考えられると思います。

やはり朝市、活気に満ちてにぎわいをつくって活性化する、あるいは地場産業のようなものが、販売して所得の向上につながるということで、大変有意義な事業だと思っておりますが、他地域との朝市との連携性というのは、いまいち今のところとれておりません、大々的にすれば大きな人数というか、来客数も得られると思っておりますが、現在のところについては、どこでどのような朝市が開催されているかの状況も全て把握していないような状況でございまして、その辺調査をしながら連携していければというふうに思っておりますので、今後研究させていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ぜひ、その調査研究の結果もしかりなんですけれども、にぎわいを森のマルシェに展開してみたり、まどかのレストランが、もう本当にこの町内だけではなく市町村からも使われる有名なレストランになって、今は川西町頑張っているなという声がよく聞かれますので、今後ともそういった発展のほうに寄与していただければと思います。

続きまして、2番目の公共施設の再生とまちづくりについて質問したいと思います。

東日本大震災では、住民が避難した建物が津波で流されたケースもあり、近年ゲリラ豪雨や、昨年のような長雨が1カ月続くような異常気象が起きております。

確認したい点が1点ございます。この川西町洪水避難地図（マップ）がホームページ等でも出されているわけなんですけれども、この川西町洪水避難地図（マップ）平成22年度改訂版を見ますと、高山小学校や吉島幼稚園のように、お住まいの近くの指定避難所、吉島小学校です、吉島でいえば、が浸水予定地の中、また近くにある場合、降水量の度合いを見て、浸

水のない指定避難所にさらに避難していただく場合がありますとここにも書いてあります。一時避難所に到着してからも町からのお知らせに注意してくださいと記されておりますが、この近年の災害状況というか、先ほど言ったゲリラ豪雨や長雨なんですけれども、発生時に、この22年度改訂版というのは、今までのそういった大震災だったり、そういった災害の教訓は生かされているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長 伊藤寿郎君、今の質問につきましては、災害関係は載っていませんので、別な質問に切りかえていただきたいと思います。

伊藤寿郎君。

○1番 大変失礼いたしました。

今の質問に関しては、吉島小学校、高山小学校の公共施設のものが、実際この災害マップとこの洪水避難所のマップがリンクしていないというか、吉島小学校は防災の避難所でもありながら、洪水のこの避難地図には避難所として載っていないんですけれども、そういった経緯を踏まえて、22年度から公共施設のあり方について何か改正されたという点はないのでしょうかということをお聞きしたかったんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 平成22年に作成しました浸水想定区域が入った避難マップと、現在の防災計画にある避難所施設がちょっとアンマッチだというご指摘かなというふうにちょっと受けとめましたが、ちょっと今手元にないので、アンマッチになっているかということの答弁はちょっと控えさせていただきたいと思いますが、もし整合性がとられていないということであるならば、町の防災計画、これが一番基本でございますので、その見直し作業の中で整合性をとってまいりたいというふうに思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 大変失礼いたしました。

僕の質問の中では、安心・安全にこういった公共施設が使われるものなのかという観点で質問させていただいたわけなんですけれども、避難所かどうかということ、防災に関してとはちょっと違ったようでしたので、大変申しわけございませんでした。

続いてよろしいでしょうか。

この吉島小学校の洪水対策というか、安心・安全の面を考えると、浸水地域に該当するということで、今後検討されるような、安心・安全に利用できるかどうかということに関しては、何か協議されていたりというものはあるのでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 平成22年当時に示された、あれは最上川の堤防が決壊したときの洪水域から想定される内容でございまして、それも一昨年ですか、国のほうは新たな形、今までは50年に一度というレベルだったわけですが、今は100年とか1,000年に一度の大雨が降ったときに想定されるというようなことになりまして、浸水域はもっと広がっております。ただ、堤防の決壊箇所がどこになるかによっても違います。そういう意味では、さまざまな想定はされているものの、現行の中では公共施設を一つの避難所として対処しているところでございます。

具体的に言いますと、例えば大塚小学校の場合は、以前のハザードマップですと、1階の部分ぐらいのところまでは浸水するというところだったわけですが、今回国が示したハザードマップを見ますと、2階のエリアぐらいまで入ってくる可能性があるというような書き方をされております。それもホームページで公表させていただいておりますけれども、そういった状況があれば、その大塚からはまたさらに避難をするというふうなことを考えていかなければいけないと。

洪水の場合は時間的な猶予があります。地震とかとは全然違う。雨が降った段階でどのような雨量が想定されるということからすれば、避難勧告、避難指示を出すタイミングというのはつかみやすいところがございます。第一次避難、第二次避難というような二重、三重の避難経路をつくっていかねばいけないというのが課題でありまして、今防災計画の見直しをさせていただいているところであります。

吉島小学校がダメだということでは一概には言えませんので、吉島小学校も一時避難施設としては活用できるだろうし、さらには交流館なども活用できるだろうというふうに想定をして今いるところでございます。残念ながら、高山小学校についても浸水域に入りますので、これについても今後の課題として捉えているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 町長、わかりやすいご説明ありがとうございます。

続きまして、2番の公共施設の再生のまちづくりの一環として捉えているかの質問にしたいと思います。

町では、この中心部の公共施設が各所ありますもので、その各耐用年数や個別の維持管理計画ではお示しはされているところもございますが、地区にいきますと、地区交流センターだったり各公民館というものも、公共施設の中で耐用年数や個別の計画をどのように情報開示されているのかお聞きしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 地区交流センター等の個別の施設の管理計画というご質問でございますが、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定をいたしまして、町が所有する公共施設をどのように維持管理していくかという方針につきましては、その公共施設等総合管理計画の中に定めてございます。

その方針に基づきまして、今現在、この29年度中でございますが、各個別の施設につきまして現状を把握をし、どのような対応、対策が必要かというような個別施設計画、これの策定に今現在着手をしているところでございまして、その内容につきましては、近々議会のほうにもご報告申し上げたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

その情報開示の件でお聞きしたいと思います。

3番目に、わかりやすい説明をしているかということで質問する内容でしたけれども、そのわかりやすい説明を町民が求めている中、町役場の積極的な情報開示が重要であると考えております。

三重県伊勢市では、毎月発行する市報、広報いせで、「考えよう！公共施設について」というシリーズを13カ月間にわたって連載しております。中身は公共施設マネジメント白書に掲載されている抜粋的なコーナーではありますが、施設の現状、稼働状況、コストなど、市民と一緒に今後を考えていく記事になっております。

こういった町民がわかりやすい説明や情報開示にできないものかというふうに僕も思いましたけれども、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 答弁書の中にも入れさせていただきましたけれども、町が財産として所有している公共施設のこれからの維持管理については、膨大な費用がかかるだろうということが想定されて、いわゆる維持管理計画を立てさせていただきました。

あの計画自体は、40年間にわたりまして維持管理するとともに、耐用年数が過ぎたときにはさらに更新すると、新しく建てかえるということも含めての維持管理経費という形になっておりますので、そういう意味では、建てかえるということを判断しないで除却するという判断をすれば、その部分は圧縮できるということになります。

そういう意味で、これから人口減少が進み、活用の施策、利用の仕方なども変わってくる

とするならば、本当に必要なものはしっかり残し、さらには活用し、そして将来的には必要のなくなるような施設についても、判断をする場合には、議会やまた町民の皆さん、住民の皆さんにお知らせしながら、やはり同じ価値観に立って判断をするという作業が必要であります。

今ご紹介いただいたように、今どうだということにはならないわけではありますが、庁舎の整備なども含めていろいろ議論していただいたように、一つ一つの個別の公共施設のあり方について一つの基準を設けながら、判断基準を我々としても持ちながら、議会の皆さんにもご意見いただいたり、町民の皆さんにもご意見いただいて、情報を共有しながら、今後のあり方については判断していく必要があるのかなど。そういう意味では、施政方針の中にも一部盛り込ませていただいたところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 私も住民への周知や説明は、議会もその一翼を担っていると考えますし、私も改めて川西町の将来のあるべき姿を考える時期を迎えて、一人一人の意識の革命が大事だと思っている次第でございます。

最後の質問になります。

4番目に、次世代によりよい資産を引き継げるかについてお聞きしたいと思います。

財政節約の強まる人口減少時代は、各自治体が全ての公共施設を維持管理するのではなく、近隣市町の相互に利用し合うような、各施設の余り時間的に、日数的に使わないものをできればほかの市町村から使っていただくような、稼働率を上げて、その稼働率をもってメンテナンスをしたりとか、そういった負担を楽にするようなことができるのではないかなど考えますけれども、町長はその有効的な活用方法について何かお考えでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 これまでの公共施設の整備につきましては、今議員からご紹介ありましたように、各市町個々に、それぞれの目的に応じて施設を整備してきたというこれまでの経過がございますが、確かに人口減少が今後進むことを考えますと、この広域的な視点の中で、より、稼働率という表現がございましたが、効果的にこの施設を活用していくという検討が必要になってくるというふうに思われます。

そういった中で、今、置賜定住自立圏構想の協定に向けて、今具体的な検討を進める上で、協議テーブルなどもできましたので、そういった協議テーブルを活用しながら、そういった検討もできるのではないかというふうに期待をしているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

最後に、地域住民の意識改革と自立が求められる時代では、これからは川西町民全体での見識、知恵、汗が問われると思います。この町の財産と言われている、自分の財産と一緒にだと思えます、この町の財産を税金の無駄遣いにならないように賢く使ったり、住民が豊かな暮らしができるように、これも賢く使ったり、統廃合や複合化などの先を見据えた管理をしなくてはいけないと思います。

最後に、これから新庁舎建設に向けては、川西のあるべき姿をきちんと共有できることを切に願いたいと思います。

最後の質問になりました。どうもありがとうございました。

○議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって本日予定しました一般質問を終わります。

なお、第6順位以降の2名の方の一般質問につきましては、あす3月8日の本会議において行いますのでご了承願います。

◎散会の宣告

○議長 以上で本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 3時56分)